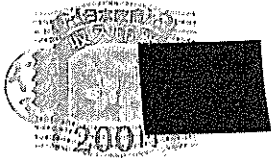


第11号様式の6（第5条関係）

政務活動記録簿（ホームページの開設等）					
会派・議員名 佐藤光紀					
年 月 日	令和6年4月1日 他				
表題	奈良県議会議員 佐藤光紀ホームページ				
対象者	インターネット利用者				
開設目的	活動理念、活動報告などの広報。意見・要望を求める。				
按分率の説明	政務活動とその他活動の比率により 1/2 按分				
内容	・ 政策 ・ 活動報告 ・ 県民への意見募集 等				
ホームページ制作等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	サーバー維持費	さくらインターネット	4,590 円	R6 年 4 月～R7 年 1 月分	3
	維持管理費	■■■■■	66,000 円	WEB サイト 修正費用 一式 60,000 円×1.1	29
	維持管理費	■■■■■	49,500 円	更新料 4・6 月分 @ 15,000 円×3×1.1	63
	維持管理費	■■■■■	49,500 円	更新料 7・9 月分 @ 15,000 円×3×1.1	86
	維持管理費	■■■■■	49,500 円	更新料 10・12 月分 @ 15,000 円×3×1.1	137 138
	サーバー維持費	さくらインターネット	1,144 円	R7 年 2 月～R7 年 3 月分	148
	※50%充当 合計 220,234 円×50%=110,117 円				
備考	ホームページアドレス： https://mitsunori-sato.com./ 添付資料 ・ さくらインターネット受領書 ・ Web サイト管理・更新業務の契約書・請求書				

注 ホームページ制作・保守費用の契約書等を添付してください。



契約書

佐藤みつのり事務所 御中

ICO webdesign 

TEL: 

E-mail: 

以下、「佐藤みつのり事務所」様を「甲」と記し、「」を「乙」と記します。

☐ 契約内容

WEB サイト管理・保守業務

「奈良県会議員佐藤みつのり WEB サイト」

☐ 期間

2024 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日

☐ 費用

各 1 ヶ月間 15,000 円

☐ お支払い方法

銀行振込にて。3 ヶ月毎とさせていただきます。

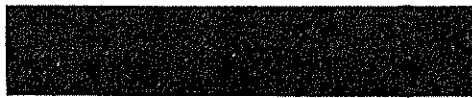
- ・ 乙は甲の上記期間、甲の Web サイトの管理・更新業務を行います。
- ・ 活動アルバムの更新は月 3 件までとし、それを超える場合は別途費用と致します。
- ・ 当ホームページに掲載する写真データやテキスト文面等は、原則として甲にご提供して頂くものと致します。作成後の内容のチェックは甲におこなって頂くものと致します。

2024 年 4 月 1 日

甲記名

佐藤 光紀 

乙記名



以上

受領書

発行日: 2024年04月02日
登録番号: T3120001079845〒630-0201
奈良県生駒市小明町556-3
佐藤 光紀 様SAKURA internet
さくらインターネット株式会社〒530-0001
大阪市北区梅田1丁目12番12号
東京建物梅田ビル11階

下記金額を受領いたしました。

受領金額（消費税込）

¥5,238-

電子受領書
につき
印紙税非課税

請求書番号: 30668820

受領日: 2024年01月30日

品名	単価	数量	金額
さくらのレンタルサーバ スタンダード サービス利用料(2024/02/01-2025/01/31) [wheatcoyote6.sakura.ne.jp]	5,238	1	5,238

合計 5,238
(内消費税額 10% 476)

備考

- お支払いの金融機関、各クレジットカード会社、店舗から発行された明細、受領証、レシートが正式な領収書となりますので、合わせて保管をお願いいたします。
- Web発行受領書は電子文書となり、印紙課税の対象とならないため印紙の添付はいたしません。
- Web発行受領書を印刷しても、コピー扱いとなるため印紙課税の対象になりません。

受領書

発行日: 2025年01月30日
登録番号: T3120001079845

〒630-0201
奈良県生駒市小明町556-3
佐藤 光紀 様



〒530-0011
大阪府大阪市北区大深町6番38号
グラングリーン大阪 北館 JAM BASE 3階

下記金額を受領いたしました。

受領金額 (消費税込)

¥6,600—

電子受領書
につき
印紙税非課税

請求書番号: 33153877

受領日: 2025年01月29日

品名	単価	数量	金額
さくらのレンタルサーバ スタンダード サービス利用料(2025/02/01-2026/01/31) [wheatcoyote6.sakura.ne.jp]	6,600	1	6,600

合計 6,600
(内消費税額 10% 600)

備考

- お支払いの金融機関、各クレジットカード会社、店舗から発行された明細、受領証、レシートが正式な領収書となりますので、合わせて保管をお願いいたします。
- Web発行受領書は電子文書となり、印紙課税の対象とならないため印紙の添付はいたしません。
- Web発行受領書を印刷しても、コピー扱いとなるため印紙課税の対象になりません。

From さくらインターネット

発信元

To

受信日時 2024/01/10 水曜日 11:01

《ご請求書》契約更新費用についてのお知らせ

佐藤 光紀 様 (会員ID:)

平素はさくらインターネットをご利用いただき誠にありがとうございます。
ご契約サービスの利用料金について、以下のとおり請求させていただきます。

請求書番号 : 30668820
ご請求金額 : 5238 円 (消費税含)
お支払期限 : 2024年01月31日
ご請求金額の内訳: 会員メニューよりご確認ください。

▼会員メニュー 請求明細情報

<https://secure.sakura.ad.jp/menu/bill/?mode=B2010&billno=30668820>

以下の口座にお振込みください。

振込先口座: 三井住友銀行
口座名義: サクラインターネット (カ)

※ 振込手数料はお客様にてご負担ください。
※ 上記はお客様の会員IDに紐づく専用振込口座です。

よくあるご質問 (契約内容の確認方法・解約手続き方法 等) を掲載しています。
お問い合わせの前にご利用ください。

▼【《ご請求書》契約更新費用についてのお知らせ】のメールを受取られたお客さまへ

<https://faq.sakura.ad.jp/s/article/000001557>

今後ともさくらインターネットをよろしくお願いいたします。

—— さくらインターネット株式会社 カスタマーセンター ——

■サポートサイト

<https://help.sakura.ad.jp/>

■カスタマーセンターへのお問い合わせ

<https://help.sakura.ad.jp/contact/>

メールは24時間365日受け付けております (返信は弊社営業時間内に行います)

■会員メニュー (契約内容の変更、請求内容や適格請求書の照会)

From さくらインターネット

発信元

To

受信日時 2025/01/10 金曜日 10:42

《ご請求書》契約更新費用についてのお知らせ

佐藤 光紀 様 (会員ID: [REDACTED])

平素はさくらインターネットをご利用いただき誠にありがとうございます。
ご契約サービスの利用料金について、以下のとおり請求させていただきます。

請求書番号 : 33153877
ご請求金額 : 6600 円 (消費税含)
お支払期限 : 2025年01月31日
ご請求金額の内訳 : 会員メニューよりご確認ください。

▼会員メニュー 請求明細情報

<https://secure.sakura.ad.jp/menu/bill/?mode=B2010&billno=33153877>

以下の口座にお振込みください。

振込先口座 : 三井住友銀行 [REDACTED]
口座名義 : サクラインターネット (カ)

※ 振込手数料はお客様にてご負担ください。
※ 上記はお客様の会員IDに紐づく専用振込口座です。

よくあるご質問 (契約内容の確認方法・解約手続き方法 等) を掲載しています。
お問い合わせの前にご利用ください。

▼【《ご請求書》契約更新費用についてのお知らせ】のメールを受取られたお客さまへ

<https://faq.sakura.ad.jp/s/article/000001557>

今後ともさくらインターネットをよろしくお願いいたします。

—— さくらインターネット株式会社 カスタマーセンター ——

■サポートサイト

<https://help.sakura.ad.jp/>

■カスタマーセンターへのお問い合わせ

<https://help.sakura.ad.jp/contact/>

メールは24時間365日受け付けております (返信は弊社営業時間内に行います)

■お客様の声をもとに改善した事例のご紹介

見積書

佐藤みつのり事務所 御中

見積日 2024-04-23
見積書番号 Q-0000000067
有効期限

ICO webdesign

件名 WEBサイト修正費用
見積金額 66,000円

摘要	数量	単価	明細金額
WEBサイト修正費用	1 式	60,000	60,000

納品期限
納品場所

小計	60,000円
消費税	6,000円
合計	66,000円
内訳 10%対象(税抜)	60,000円
10%消費税	6,000円

備考
実績ページ追加、トップページ、政策・プロフィール、事務所のご案内、会員募集 各ページ修正

請求書

佐藤みつのり事務所 御中

請求日 2024-07-23
請求書番号 INV-0000000076
登録番号 T8810544801606

ICO webdesign
[Redacted]

件名 WEBサイト更新費

小計	消費税	請求金額
45,000円	4,500円	49,500円

入金期日	振込先
	南都銀行 [Redacted]

摘要	数量	単価	明細金額
WEBサイト更新作業	3 式	15,000	45,000

内訳	10%対象(税抜)	45,000円
	10%消費税	4,500円

備考
2024年4～6月分更新作業
簡易保守 (バージョンのアップグレード、バックアップなど)

請求書

佐藤みつのり事務所 御中

請求日 2024-09-26
請求書番号 INV-0000000088
登録番号 T8810544801606

ICO webdesign

件名 WEBサイト更新費

小計	消費税	請求金額
45,000円	4,500円	49,500円

入金期日	振込先
	南都銀行

摘要	数量	単価	明細金額
WEBサイト更新作業	3 式	15,000	45,000

内訳	10%対象(税抜)	45,000円
	10%消費税	4,500円

備考
2024年7～9月分更新作業
簡易保守(バージョンのアップグレード、バックアップなど)

請求書

佐藤みつのり事務所 御中

請求日 2024-12-03
請求書番号 INV-0000000098
登録番号 T8810544801606

ICO webdesign

件名 WEBサイト更新費

小計	消費税	請求金額
45,000円	4,500円	49,500円

入金期日	振込先
	南都銀行

摘要	数量	単価	明細金額
WEBサイト更新作業	3 式	15,000	45,000

内訳	10%対象(税抜)	45,000円
	10%消費税	4,500円

備考
2024年10～12月分更新作業
簡易保守 (バージョンのアップグレード、バックアップなど)

第 1 1 号様式の 9 (第 5 条関係)

政務活動記録簿 (会議・意見交換会開催)				
会派・議員名 佐藤光紀				
年 月 日	令和 6 年 6 月 19 日 他			
場所	芸術会館 美楽来			
会議名	第 2 回 ミニ集会			
相手方 (人数)	33 名			
開催目的	県政活動の報告及び意見交換会			
内容、結果等	①パネルアンケート ②県政報告 ③座談会 他			
※会議・意見交換会開催の効果を明記のこと	効果 県政活動に反映			
開催に要した経費	項目	金額	内訳	領収書番号
	郵送代	8,736 円	案内郵送代 84 円×104 通	37
	お茶代	3,528 円	お茶 1 ケース (来客用)	51
	会場費	8,190 円	芸術会館美楽来 セミナー室 2.3.4	55
	郵送代	1,680 円	意見募集郵送代 84 円×20 通	67
	合計 22,134 円 (1/2 按分＝円) 11,067 円			
備考	添付資料：案内状・令和 6 年夏秋号ちらし			

注 会議の次第や資料等を添付してください。

【第2回 佐藤みつのり ミニ集会のご案内】

令和6年6月吉日

入梅の候、皆さまお変わりなくお過ごしのことと存じます。

平素より【奈良県議会議員 佐藤みつのり】に温かいご支援、ご協力を賜り誠に有り難うございます。さて、今月は一般質問に登壇（別紙参照）、来月は第2回ミニ集会を開催いたします。

ミニ集会の座談会では、参加者の皆さまとざっくばらんな意見交換が出来たらと思っております。また終了後に同会場にて食事会（会費制）を予定しておりますので、皆さまのご参加を心からお待ち申し上げます。

日時：7月20日（土）

場所：生駒市芸術会館 美楽来

セミナー室2・3・4 生駒市西松ヶ丘2番20号

17:00～18:30 ミニ集会

18:45～19:45 食事会（会費制）

プログラム

①県政報告

奈良県議会議員 佐藤みつのり

②座談会（最近感じている世間のこと）

司会：奈良県第1選挙区支部長 高野あつし



☐ ミニ集会のみご参加

☐ 食事会のみご参加（会費1,000円）

☐ 両方にご参加（会費1,000円）

お名前【 】

携帯番号【 】

ご参加の方はいずれかに○印を付けて、7/12（金）までに佐藤事務所へご連絡お願い致します。
（電話・FAX・LINE・メール・ショートメール等にて）

※ミニ集会当日は会場入口にてパネルアンケートをしますので、お早めにお越しくださいますようお願い申し上げます。

佐藤みつのり事務所

電話 0743-25-4675 FAX 0743-25-2489

メール

佐藤 奈良県政 NEWS

2024
令和6年
夏秋号



連日、非常に暑い日が続いておりますが、如何お過ごしでしょうか。熱中症にはくれぐれもお気をつけ下さい。

さて、既に皆様もお感じになられているかと思いますが、『時代の転換期』の真っ只中にいて、常識がついていけない位の変化が、地域から世界規模にまで起こっています。

当然ながら県としても、政党としても『新し

い時代』に即した体制を早急に再構築する必要に迫られています。

寄り添った体制を構築する為にも、皆様のご意見をお聞かせ頂ければ幸いです。ミニ集会のお声がけも宜しくお願い致します。

加えて、小明町交差点にある佐藤事務所も開設10年目となりました。是非、お立ち寄り下さい。スタッフ一同、お待ちしております。

「奈良公園の鹿」への相次ぐ暴行許さぬ!!



令和6年7月に発生した『奈良の鹿』暴行事件では通報者として奈良県警察本部や奈良県公園室と初期対応を協議、初動に繋がった。
尚、問題提議した自身のSNSでは述べ200万回視聴されるなど、数多くのコメントが寄せられている。
本件については今後の対応を含め現在も協議継続中!

知事就任からわずか1年で

公約の76%を達成!!

合計約4,730億円の大規模プロジェクトを見直し

2,000mの滑走路を伴う大規模広域防災拠点(1,000億円以上)、近鉄奈良線の移設(800億円)など

私立高校授業料の実質無償化

年収910万円未満世帯に
年間63万円まで
令和6年度予算約13億円 ※前年度の約11倍!

保育士給与の処遇改善・教員の負担軽減策

物価高対策

就労支援

働く人応援クーポンの発行など

有給インターン制度による女性の雇用促進など

※上記は実現できた公約の一部です。

奈良が変わる!



新しい事業が動き出しています

選挙で掲げた公約の他にも、県民の皆様の生活に密着した施策に予算を配分し、充実させていきます!

▶ 県立高校トイレピカピカ計画 総事業費:約55億円

▶ ならの道リフレッシュプロジェクト 総事業費:約80億円

▶ ぬくもりあふれる公園プロジェクト 総事業費:約22億円

▶ 産学官とスタートアップ(革新的起業家)の連携を促進する「奈良スタートアップ・プログラム」

▶ 脱炭素・水素社会の実現に向けた新プロジェクト

▶ 防災力強化のための総合防災体制の検討



定例県議会報告

〔一般質問〕

6月定例県議会一般質問の詳細は
コチラの動画をご覧ください。



Q 次世代型 ソーラーセルについて

他県で発電された電力に頼っている本県において、これまで設置が困難であった場所に導入でき、原材料を国産でまかなえるペロブスカイト太陽電池は有用であると考えているが県はどの様に認識しているのか？

柔らかい材料で
作られるので
曲げられる



A 知事

次世代の技術に期待！

ペロブスカイト太陽電池は日本初の技術として開発が進んでいるもので、軽量柔軟であるなど、これまで設置が困難であった、壁や窓への設置が可能となり、非常に有用であるとする。次世代型技術の活用や、他自治体で先行しているチャレンジングな取り組みについても積極的に検討して参りたい。積極的に県としても開発段階から何らかの形で関与できればと考えている。

Q 睡眠時無呼吸症候群による 睡眠の質低下について

県としては睡眠の重要性や質を確保することについてどのように考え、どのような取り組みを行っているのか？



A 医療政策局長

自身の経験をもとに質問

睡眠不足により、心身への悪影響や寿命短縮リスクの上昇が指摘されている。このため「なら健康長寿基本計画(第2期)」で、「睡眠時間が充分にとれている人の増加」に加え、新たに「睡眠で休養がとれている人の増加」を目標とし、睡眠不足が心身に及ぼす影響、適切な睡眠のための工夫、睡眠時無呼吸症候群をはじめとする睡眠障害の知識、早期受診の重要性等について周知・啓発に取り組む。

Q 炊出し支援にかかる 枠組みづくりについて

災害時に民間キッチンカーによる炊出し支援がスムーズに行えるように、全国及び県下(市町村)の先行事例を踏まえて、奈良県としても、その枠組みづくりを行ってはどうか？

A 危機管理監

発想と組み合わせで
新たな価値を

能登半島地震に係る災害応急対応自主点検レポートにおける検証や、県や市町村の協定の事例、大阪府や滋賀県が3月に締結した県レベルでの協定の事例を参考に、避難所の運営主体である市町村とも意見交換をして、発災時に効果的な食事支援が実施できるよう取り組んで参りたい。



Q 県庁舎エントランスの 活用について

庁舎周辺環境の変化に伴い県庁舎エントランス部分を日常的に使われ、多様な利活用が望める空間として、更には賑わいの創出の起点として改善・改良していく必要があると思うがどうか？



A 総務部長

正面玄関のエリアは風致景観の維持保全のため、土地の形状変更や大規模な工作物の設置には制約があることに留意する必要がある。エリアの特性を生かし、リラックスできるような設備を設置することなど、検討していく。

◎佐藤から物言いをつけました。使えるエントランスとして、今後も提言を続けていきます。

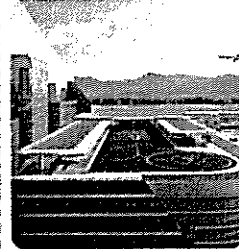
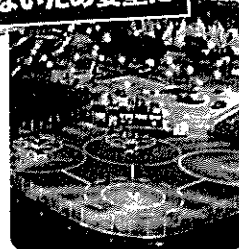
喝！

パーティポートの設置について

県に質問に答えられる部署がないため要望に

要望

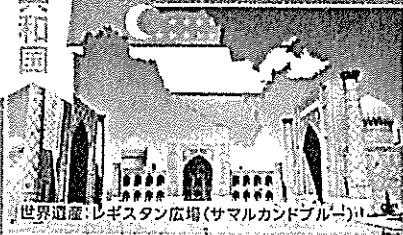
県土マネジメント部で本年度から開始した、空飛ぶクルマの導入に向けた調査検討など既存の取り組みをベースに来年度は調査検討の次のステップとして、最終的にはパーティポート設置につなげられるよう取り組みの継続を要望。パーティポート設置を検討する市町村があれば積極的に協議を行うように要望。



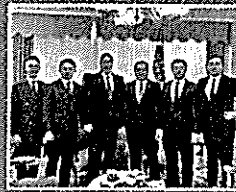
奈良県は
奈良市は

ウズベキ
スタン共和国
ウズベキ
スタン共和国

サマルカンド州と友好提携を
サマルカンド市と姉妹都市宣言を
締結しています!!



世界遺産・レジスタン広場(サマルカンドブルー)



ウズベキスタン共和国大使館と密に連携をはかり
文化・人材・経済の交流が進むように働きかけています。

【仮称】日月(ウズベキスタン共和国)親善議員連盟の
会長に就任予定

※「日月」と書いてウズベキスタン共和国を意味します。
ちなみにイギリスは「英吉利」と書きます。

in 台南
日台交流サミットに参加

前総統の蔡英文さんと直接面談ができました!
詳細はSNS、ミニ集会、個人面談等で発信していきます!



奈良TVでも
取り上げられ
ました

コラボの仕掛け人

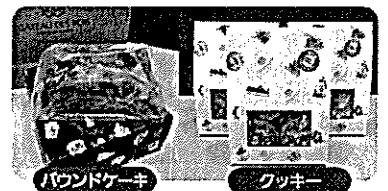


星川県議 佐藤本人

奈良県 × ウズベキスタン共和国

コラボ商品を販売 (JR奈良駅構内奈良県アンテナショップ)

奈良県産の食材(米粉、大和茶)と、ウズベキスタン産のドライフルーツ等(アプリコット、レーズン、クルミ、アーモンド)を使った商品が洋菓子店ガトー・ド・ボワとのコラボで完成。奈良のうまいものプラザで販売中。ぜひ、ご賞味ください。



パウンドケーキ

クッキー

6月定例
県議会にて

所属委員会の改選

引き続き下記の常任・特別委員会に所属し質疑を行ってまいります。

経済労働委員会

- ▶ 県有施設省エネ推進(まほろばゼロカーボン)事業について
- ▶ ハイエンド誘客促進に向けた行政職員研修及び観光人材育成海外留学研修事業について
- ▶ 外国人留学生等県内就労支援事業、外国人材定着支援事業について
- ▶ 次世代高度技術活用事業について
- ▶ キッチンカー所有事業者への支援策について
- ↳ 一般質問で連携協定の重要性を問う
- ▶ NAFICセミナールームの利用状況について
- ▶ 中央卸売市場の再整備について
- ↳ 再整備計画にパーティポート設置を盛り込む
- ▶ ペロブスカイト太陽電池の活用についてエネルギーロス・エネルギーの地産地消
- ↳ 一般質問で有用性を問う



観光振興対策・地域公共交通対策等特別委員会

- ▶ 平城宮跡歴史公園のイベントや集客について
- ▶ 奈良公園の魅力向上に向けた奈良公園バスターミナルの利活用について
- ▶ 道の駅「クロスウェイなかまち」について
- ↳ 空の防災拠点として提唱中
- ▶ 県営都市公園での無人航空機の飛行について
- ▶ 次世代航空モビリティサービス活用推進事業について
- ▶ ドローン飛行に対しての警察への届け出について
- ↳ 自身でドローンを操縦し調査飛行を実施
- ▶ 奈良公園バスターミナルについて
- ▶ 奈良公園で熱中症対策及びクーリングシェルター(※暑熱避難所)について
- ▶ 熱中症対策について
- ▶ バスターミナル周辺の交通対策について



第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)					
会派・議員名 佐藤光紀					
年 月 日	令和 6 年 6 月 26 日				
表題と発行部数	日本維新の会 県政会派ちらし vol.04 B4 サイズ 2,000 部				
対象者	生駒市内				
配布方法	新聞折込 10,500 部、ポスティング 2,000 部				
発行目的	奈良県議会会派の周知と意見・要望等を広く募集する為				
按分率の説明	ちらしの内容全てが県政に関する事なので 100% 充当とします				
内容	・ 県政報告 ・ 2 月議会報告				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷代	(株) プットアップスタイル	6,424 円	増刷分 @ 2.92 × 2,000 部 × 1.1 = 6,424 円	40
	新聞折込代	サンケイ 広告	35,805 円	@ 3.1 × 10,500 部 × 1.1 = 35,805 円	41
	※ 100% 充当 42,229 円				
備考	添付資料：請求書・県政会派ちらし vol.04 (B4 版)				

注 発行した広報紙を添付してください。



請求
明細書

佐藤光紀様

登録番号 T2130001039469

PUT UP
style

株式会社 プットアップ・スタイル

〒610-0101 京都府城陽市平川橋通り

Phone 0774-53-5300 Fax 0774-53-5301



納品日	品名・仕様		数量	単価	金額
2024/5/7	会派ニュース B4サイズ コート58k 4/4	会派58k 04	2,000	2.92	¥5,840
10%対象	¥5,840	消費税	¥584	合 計	¥6,424



合計請求書

伝票枚数 1枚

登録番号 T2130001039469

PUT UP
style

株式会社 プットアップ・スタイル

〒610-0101 京都府城陽市平川橋通り

Phone 0774-53-5300 Fax 0774-53-5301



佐藤光紀様

繰越残高(税込)	調整額	お買上げ額	消費税	合計ご請求額(税込)
		5,840円	584円	6,424円

上記の通りご請求申し上げます。なお、当請求書と行き違いでお支払いの節はご容赦ください。

振込先	京都銀行	株式会社プットアップ・スタイル
	ゆうちょ銀行	株式会社プットアップ・スタイル

請求書No. 009984-01
作成日 2024年 5月31日

朱長泰

[illegible]

令和6年度 予算が成立!

高校無償化などの子育て支援、道路整備の加速化など

県民目線の政策が充実

山下知事就任後初となる令和6年度当初予算編成は、公約に掲げた県民目線の政策ばかりでしたが、自民党・無所属の会などが提出した修正案が可決しました。修正案提出の主な理由は、「奈良県の防災対策を0ベースで」という耳を疑うような理由でした。

能登地震で証明
災害時に役立たない滑走路

前知事時代、五條市に2,000mの滑走路を備えた大規模防災拠点をつくるため、約36億円用地を購入。しかし、能登半島地震で能登空港の滑走路には多数の亀裂が入り機能しなかった事実や、盛り土を完成するのに10tダンプで毎日100台運んでも約90年かかるということを当会派の原山議員や山下知事が厳しく指摘。このような計画を緊急防災減災事業債だから国が7割負担してくれると触れ回り、約1,000億円の事業を行おうとしていた人達が0ベースというのは理解に苦しみます。

無駄遣いで購入した土地の
利用目的をこじつけているだけ!

消防学校移設も奈良県が抱えていた長年の課題です。交通アクセスや工事費用を考えると旧高田東高校への移転が合理的です。0ベースとは口だけで、五條移設を強く望むのは無駄遣いした土地の利用目的をこじつけているに過ぎません。このような方々に奈良県の今後の防災対策を任せることはできるでしょうか?

知事与党としての責任

会派日本維新の会は、山下知事の提出した当初予算案に賛成の立場であり、自民党・無所属の会が提出した修正予算案には反対の立場です。修正案の議決時に退席したのは、我々が当初予算案を強く主張し続けることによって、修正案を呑む山下知事の県政運営に支障をきたす結果になってはならないとの考えからです。知事とともに、これからも奈良県政発展、県民生活の向上に全力で取り組みます。

山下知事の公約が実現!

私立高校の無償化、県立高校授業料の減免、さらには道路環境の改善や通学環境センター移転候補地の特定など、奈良県初の民間出資の知事として、県民目線の予算が実現しました。一部修正が加えられましたが、まだまだ残ったばかりです。山下知事とともに奈良県の発展、住みやすさの向上をめざして今後も全力で活動します。

杜撰な議案に反対!

奈良県太陽光発電施設の設置
及び維持管理等に関する条例の一部を
改正する条例

自民党無所属の会の議員から提出された条例改正案ですが、奈良県の経済発展や民間企業との協力を阻害する可能性があり、受け入れられる内容ではありません。経済労働委員会では佐藤、清田議員が提案者に対し質疑を行い、本会議で松木議員が反対討論の場で詳しく理由を説明しています。

奈良県の県行政に関する基本的な計画等を議会の
議決事件として定める条例の一部を改正する条例

同じく自民党無所属の会の議員からの提案ですが、奈良県だけが他府県に対し意思決定に時間を要し、後れを取るような可能性もある内容です。本会議で福西議員が反対討論で理由を説明しています。

再議について

以上2件の議員提案を山下知事は再議に付し、否決となりました。3月25日、本会議で山下知事がその理由を説明しています。ぜひご覧ください。

3月25日 本会議
松木・福西議員の
反対討論
山下知事の理由説明

メンバー紹介		各メンバーの選出区ごとに色分けしています。	
福西広理 ふくにひろみ ・文教くらし委員会 ・総合防災対策特別委員会 ・議会運営委員会	松尾勇臣 まつおゆうお ・建設委員会 ・南部・東部地域振興対策特別委員会	清水 勉 しみず つとむ ・経済労働委員会 ・総合防災対策特別委員会 ・議会運営委員会	佐藤光紀 さとう みつなり ・経済労働委員会 ・観光振興対策・地域公共交通対策等特別委員会
松木秀一郎 まつき しゅういちろう ・奈良県議会議員 ・経済労働委員会	中川 崇 なかがわ たかし ・建設委員会 ・少子化対策・女性の活躍促進・スポーツ振興対策特別委員会	小林 誠 こばやし まこと ・建設委員会 ・少子化対策・女性の活躍促進・スポーツ振興対策特別委員会	工藤将之 くどう まさゆき ・厚生委員会 ・南部・東部地域振興対策特別委員会
山下知事 やまの ともひこ ・奈良県知事	原山太亮 はらやま たいりょう ・経済労働委員会 ・南部・東部地域振興対策特別委員会 ・議会運営委員会	関本真樹 せきもと まさき ・文教くらし委員会 ・観光振興対策・地域公共交通対策等特別委員会	福田倫也 ふくだ としや ・厚生委員会 ・南部・東部地域振興対策特別委員会
奈良県議会議員	清田典章 きよた のりあき ・経済労働委員会 ・少子化対策・女性の活躍促進・スポーツ振興対策特別委員会	山田洋平 やまだ ようへい ・経済労働委員会 ・観光振興対策・地域公共交通対策等特別委員会	星川大地 ほしかわ だいち ・文教くらし委員会 ・総合防災対策特別委員会

令和6年 2月定例会

代表質問

小林 誠 議員

一部抜粋



- ① 県民の命と財産を守るための防災力の強化について
- ② 大阪・関西万博に向けた奈良県の取組について
- ③ 今後の奈良県の観光戦略について
- ④ 国スポ・全スポに向けた取組について
- ⑤ 学校現場における働き方改革と教職員が子ども達と向き合うための時間確保への取組について
- ⑥ 次なる新興感染症への備えについて
- ⑦ 県立高校入試における障害のある生徒への配慮について



県民の命と財産を守るための防災力の強化について

質問 見直された2,000m級滑走路を備えた大規模防災拠点整備の財政的検証がこれまで県議会で議論されてきませんでした。

総事業費1,000億円の財源はどう賄うつもりですか。

答弁 この土地の買収に活用した緊急防災・減災事業債は令和7年度までに事業を概成しなければならない。しかしリニア工事の残土を利用する計画で、期間内に工事が終わるとは思えない。また人件費、資材価格の上昇で建設費は1,500億円に達する可能性があり、事業債の期限も踏まえると1,000億円を目前で賄う可能性もある。

一般質問

福西 広理 議員

一部抜粋



- ① 大和平野中央の県有地の活用について
- ② 大和川流域における流域治水対策について
- ③ 生成AI等を活用した働き方改革の推進について
- ④ 教育現場における生成AI等の活用について



大和平野中央の県有地の活用について

質問 磯城郡3町(川西町、三宅町及び田原本町)の県有地を活用したまちづくりは、地域の活性化、奈良県全体の発展に貢献すると思いますが、具体的にどのように取り組んでいくのですか？

答弁 川西町は「子どもを中心に多様な交流が生まれるまち」、三宅町は「次世代を担う学生×企業のまち」、田原本町は「交通安全・安心のまち」を用地活用の基本的方針として合意。今後は計画策定や調査を実施するなどし、地元・関係者に丁寧に説明するなど3町と連携して取組を進めていく。

福田 倫也 議員



- ① 大阪・関西万博の開催について
- ② 消防力の向上について
- ③ 小金打川の河川改修について
- ④ 土木技術職員の確保等について



消防力の向上について

質問 消防力の向上は、県民の安全・安心の確保に向け重要な課題と考えます。今後の取組と、消防学校の移転整備における知事の意気込みをお聞かせください。

答弁 消防学校については、カリキュラムを充実させ、地元自治体と連携しつつ移転整備に向け着実に取り組んでいく。また、市町村へ消防団員の処遇改善の助言を行うほか、消防防災ヘリコプターを令和7年度に併用開始し、直接的な消防力の向上を図っていく。

清田 典章 議員



- ① 市町村への権限移譲について
- ② 中和西部地域の発展に向けた取組について
- ③ スタートアップへの支援について
- ④ 「新しい産業政策のパッケージ」について
- ⑤ インバウンド向けの観光PRについて



市町村への権限移譲について

質問 奈良県の市町村への権限移譲対象事務の選定基準をお聞かせください。また、効率的な行政運営のため、奈良県が中心となって推進や見直しを行うのが望ましいと考えますが？

答弁 移譲対象事務は、「住民の利便性の向上」、「事務処理の迅速化及び効率化」、「市町村における総合行政の展開」の3つの観点により選定している。市町村の状況に応じて、移譲に適する事務かどうかを十分に検討し、引き続き権限移譲を進めていく。

山田 洋平 議員



- ① 関西文化学術研究都市について
- ② 養徳学舎について
- ③ 保育に関する支援の充実について
- ④ しごとセンターについて
- ⑤ がん患者への療養生活の支援や、社会との共生について



養徳学舎について

質問 現状、入舎対象が男子学生のみとなっていますが、今後の方向性について考えをお聞かせください。

答弁 平成22年の建替え時に女子学生の受け入れを検討したが、女子の東京圏への進学率が他府県より低く、管理運営面での課題もあり見送った。しかし、東京圏への進学者に占める女子の割合増加や、他県では管理運営面の課題に対応していることから、女子の受け入れを前向きに検討していく。

委員会 報告

各議員の詳しい質問内容はQRコードの動画をご覧ください。

厚生委員会



福西



工藤

建設委員会



松尾



中川



小林

総務警察委員会



清水



原山



山田

経済労働委員会



佐藤



松木



清田

文教くらし委員会



福西



関本



星川

第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等） 会派・議員名 佐藤光紀					
年 月 日	令和6年8月29日 他				
表題と発行部数	令和6年夏秋号ちらし A3サイズ 30,000部				
対象者	生駒市内				
配布方法	新聞折込 24,900部、ポスティング・駅立ち部 5,100部				
発行目的	政務活動報告と県政に対する意見・要望等を広く募集する為				
按分率の説明	ちらしの掲載面積により 1/2 按分 政党等、政務活動以外の記事が 50%を占めるため				
内容	・県政報告・議会報告 ・ミニ集会の案内 ・会員募集 その他				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷代	(株) プットアッ プスタイル	324,808 円	@9.55×30,000部× 1.1=315,150 円 短納期割増 8,400 円× 1.1=9,240 円 振込手数料円 418 円	77
	新聞折込代	サンケイ 広告	125,994 円	@4.6×24,900部× 1.1=125,994 円	98
	※ 50%充当 合計 450,802 円×50%=225,401 円				
備考	添付資料：請求書・令和6年夏秋号ちらし				

注 発行した広報紙を添付してください。



合計請求書

伝票枚数 1枚

登録番号 T2130001039469

PUT UP
style

株式会社 プットアップ・スタイル
〒610-0101 京都府城陽市平川橋道8-1
Phone 0774-53-5300 Fax 0774-53-5301



佐藤光紀様

繰越残高(税込)	調整額	お買上げ額	消費税	合計ご請求額(税込)
		313,100円	31,310円	344,410円

上記の通りご請求申し上げます。なお、当請求書と行き違いでお支払いの節はご容赦ください。

令和6年夏秋号 会派 ⑤

振込先	京都銀行	株式会社プットアップ・スタイル
	ゆうちょ銀行	株式会社プットアップ・スタイル



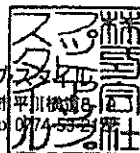
請求
明細書

佐藤光紀様

登録番号 T2130001039469

PUT UP
style

株式会社 プットアップ・スタイル
〒610-0101 京都府城陽市平川橋道8-1
Phone 0774-53-5300 Fax 0774-53-5301



納品日	品名・仕様	数量	単価	金額
2024/8/6	県政報告報告 A3 CT90k 4/4 2折 (A4-4P)	30,000	@9.55	¥286,500
2024/8/6	短納期割増	一式		¥8,400
2024/8/20	会派ニュース B4サイズ コート58k 4/4 (2折り加工含む)	4,000	@4.55	¥18,200
	以下余白			
10%対象	¥313,100	消費税	¥31,310	合計 ¥344,410

Handwritten calculations:
¥286,500 × 1.1 = 324,390
¥18,200 × 1.1 = 200,200
Total: 324,390 + 200,200 = 524,590 (Note: This seems to be a miscalculation or additional note, as the invoice total is 344,410)

佐藤みつり 奈良県政 NEWS

2024
令和6年
夏秋号



連日、非常に暑い日が続いておりますが、如何お過ごしでしょうか。熱中症にはくれぐれもお気をつけ下さい。

さて、既に皆様もお感じになられているかと思いますが、『時代の転換期』の真只中において、常識がついていけない位の変化が、地域から世界規模にまで起こっています。

当然ながら県としても、政党としても『新し

い時代』に即した体制を早急に再構築する必要に迫られています。

寄り添った体制を構築する為にも、皆様のご意見をお聞かせ頂ければ幸いです。ミニ集会のお声がけも宜しくお願い致します。

加えて、小明町交差点にある佐藤事務所も開設10年目となりました。是非、お立ち寄り下さい。スタッフ一同、お待ちしております。

「奈良公園の鹿」への相次ぐ暴行許さぬ!!



令和6年7月に発生した『奈良の鹿』暴行事件では通報者として奈良県警察本部や奈良県公園室と初期対応を協議、初動に繋がった。

尚、問題提議した自身のSNSでは述べ200万回視聴されるなど、数多くのコメントが寄せられている。

本件については今後の対応を含め現在も協議継続中!

知事就任からわずか1年で

公約の76%を達成!!

合計約4,730億円的大型プロジェクトを見直し

2,000mの滑走路を伴う大規模広域防災拠点(1,000億円以上)、近鉄奈良線の移設(800億円)など

私立高校授業料の実質無償化

年収910万円未満世帯に
年額63万円まで
令和6年度予算約13億円(※前年度の約11倍)

保育士給与の処遇改善・教員の負担軽減策

物価高対策

就労支援

働く人応援クーポンの発行など

有給インターン制度による女性の雇用促進など

※上記は実現できた公約の一部です。

奈良が変わる!



新しい事業が動き出しています

選挙で掲げた公約の他にも、県民の皆様の生活に密着した施策に予算を配分し、充実させていきます!

▶ 県立高校トイレピカピカ計画 総事業費:約55億円

▶ ならの道リフレッシュプロジェクト 総事業費:約80億円

▶ めくもりあふれる公園プロジェクト 総事業費:約22億円

▶ 産学官とスタートアップ(革新的起業家)の連携を促進する「奈良スタートアップ・プログラム」

▶ 脱炭素・水素社会の実現に向けた新プロジェクト

▶ 防災力強化のための総合防災体制の検討



定例県議会報告

〔一般質問〕

6月定例県議会一般質問の詳細は
コチラの動画をご覧ください。



Q

次世代型 ソーラーセルについて

他県で発電された電力に頼っている本県において、これまで設置が困難であった場所に導入でき、原材料を国産でまかなえるペロブスカイト太陽電池は有用であると考えているが県はどの様に認識しているのか？

柔らかい材料で作られるので
曲げられる



A

知事

次世代の技術に期待！

ペロブスカイト太陽電池は日本初の技術として開発が進んでいるもので、軽量柔軟であるなど、これまで設置が困難であった、壁や窓への設置が可能となり、非常に有用であるとする。次世代型技術の活用や、他自治体で先行しているチャレンジングな取り組みについても積極的に検討して参りたい。積極的に県としても開発段階から何らかの形で関与できればと考えている。

Q

睡眠時無呼吸症候群による 睡眠の質低下について

県としては睡眠の重要性や質を確保することについてどのように考え、どのような取り組みを行っているのか？



A

医療政策局長

自身の経験をもとに質問

睡眠不足により、心身への悪影響や寿命短縮リスクの上昇が指摘されている。このため「なら健康長寿基本計画(第2期)」で、「睡眠時間が充分にとれている人の増加」に加え、新たに「睡眠で休養がとれている人の増加」を目標とし、睡眠不足が心身に及ぼす影響、適切な睡眠のための工夫、睡眠時無呼吸症候群をはじめとする睡眠障害の知識、早期受診の重要性等について周知・啓発に取り組む。

Q

炊出し支援にかかる 枠組みづくりについて

災害時に民間キッチンカーによる炊出し支援がスムーズに行えるように、全国及び県下(市町村)の先行事例を踏まえて、奈良県としても、その枠組みづくりを行ってはどうか？

A

危機管理監

発想と組み合わせで
新たな価値を

能登半島地震に係る災害応急対応自主点検レポートにおける検証や、県や市町村の協定の事例、大阪府や滋賀県が3月に締結した県レベルでの協定の事例を参考に、避難所の運営主体である市町村とも意見交換をして、発災時に効果的な食事支援が実施できるよう取り組んで参りたい。



Q

県庁舎エントランスの 活用について

庁舎周辺環境の変化に伴い県庁舎エントランス部分を日常的に使われ、多様な利活用が望める空間として、更には賑わいの創出の起点として改善・改良していく必要があると思うがどうか？



A

総務部長

喝！

正面玄関のエリアは風致景観の維持保全のため、土地の形状変更や大規模な工作物の設置には制約があることに留意する必要がある。エリアの特性を生かし、リラックスできるような設備を設置することなど、検討していく。

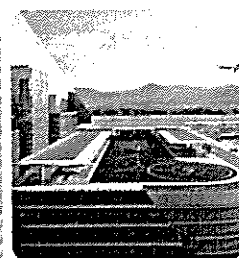
◎佐藤から物言いをつけました。使えるエントランスとして、今後も提言を続けていきます。

パーティポートの設置について

県に質問に答えられる部署がないため要望に

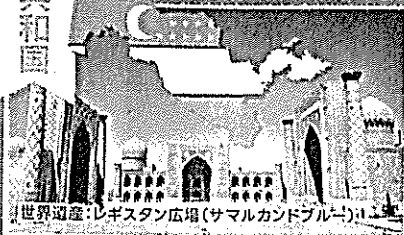
要望

県土マネジメント部で本年度から開始した、空飛ぶクルマの導入に向けた調査検討など既存の取り組みをベースに来年度は調査検討の次のステップとして、最終的にはパーティポート設置につなげられるよう取り組みの継続を要望。パーティポート設置を検討する市町村があれば積極的に協議を行うように要望。

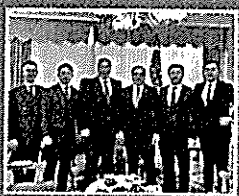


奈良県は サマルカンド州と友好提携を 奈良市は サマルカンド市と姉妹都市宣言を 締結しています!!

Uzbekistan



世界遺産・レジスタン広場(サマルカンドブルー)



ウズベキスタン共和国大使館と密に連携をはかり文化・人材・経済の交流が進むように働きかけています。

【仮称】日月(ウズベキスタン共和国)親善議員連盟の
会長に就任予定

※「日月」と書いてウズベキスタン共和国を意味します。
右なみに「イギリス」は「英吉利」と書きます。

in 台南 日台交流サミットに参加

前総統の蔡英文さんと直接面談ができました!
詳細はSNS、ミニ集会、個人面談等で発信していきます!



奈良TVでも
取り上げられ
ました

コラボの仕掛け人

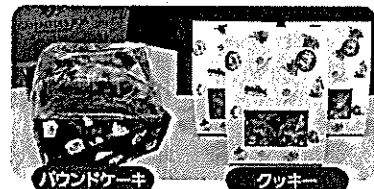


星川県議 佐藤本人

奈良県 × ウズベキスタン共和国

コラボ商品を販売 (JR奈良駅構内奈良県アンテナショップ)

奈良県産の食材(米粉、大和茶)と、ウズベキスタン産のドライフルーツ等(アプリコット、レーズン、クルミ、アーモンド)を使った商品が洋菓子店ガトー・ド・ボワとのコラボで完成。奈良のうまいものプラザで販売中。ぜひ、ご賞味ください。



パウンドケーキ

クッキー

6月定例
県議会にて

所属委員会の改選

引き続き下記の常任・特別委員会に所属し質疑を行ってまいります。

経済労働委員会

- ▶ 県有施設省エネ推進(まほろばゼロカーボン)事業について
- ▶ ハイエンド誘客促進に向けた行政職員研修及び観光人材育成海外留学研修事業について
- ▶ 外国人留学生等県内就労支援事業、外国人材定着支援事業について
- ▶ 次世代高度技術活用事業について
- ▶ キッチンカー所有事業者への支援策について
- ↳ 一般質問で連携協定の重要性を問う
- ▶ NAFICセミナールームの利用状況について
- ▶ 中央卸売市場の再整備について
- ↳ 再整備計画にパーティポート設置を盛り込む
- ▶ ペロブスカイト太陽電池の活用についてエネルギーロス・エネルギーの地産地消
- ↳ 一般質問で有用性を問う



観光振興対策・地域公共交通対策等特別委員会

- ▶ 平城宮跡歴史公園のイベントや集客について
- ▶ 奈良公園の魅力向上に向けた奈良公園バスターミナルの利活用について
- ▶ 道の駅「クロスウェイなかもち」について
- ↳ 空の防災拠点として提唱中
- ▶ 県営都市公園での無人航空機の飛行について
- ▶ 次世代航空モビリティサービス活用推進事業について
- ▶ ドローン飛行に対しての警察への届け出について
- ↳ 自身でドローンを操縦し調査飛行を実施
- ▶ 奈良公園バスターミナルについて
- ▶ 奈良公園で熱中症対策及びクーリングシェルター(※暑熱避難所)について
- ▶ 熱中症対策について
- ▶ バスターミナル周辺の交通対策について



三二集会のご案内

県政相談

例えば

普段の生活の中での
お困りごと

選挙セミナー

例えば

議員になるには？
選挙のいろは

政治談話

例えば

議員生活で感じた
政治の本質・裏側

政策立案

例えば

実現してほしい制度
政策等を提示

ミニ集会実施の様子 @生駒市芸術会館 美楽来



各カテゴリーの内容2～3時間程度でミニ集会を企画しています。5名程度の人数が集まりましたら開催致しますので佐藤みつりの事務所までご連絡ください。



／良い1日を！／

日本維新の会 奈良県総支部



石川県に
義援金

R06.08.02

2,000万円!

奈良県下で維新党勢拡大中!!

- ・広陵町議会議員選挙 坂口 友良(公認) 当選
- ・宇陀市議会議員選挙 奥 隆(公認) 当選
- ・香芝市議会議員補欠選挙 野口 昌史(公認) 当選

奈良県総支部公式インスタ始めました!



衆議院 奈良県第1選挙区支部長
(奈良市・生駒市)

高野あつじ

元審視庁捜査一課

奈良市・生駒市の各地で
活動しております。
駅や街で見かけましたらお声がけください。



街頭活動中

佐藤Instagram始めました!



佐藤光紀
or
佐藤みつり

で検索



Instagram



X



facebook



YouTube

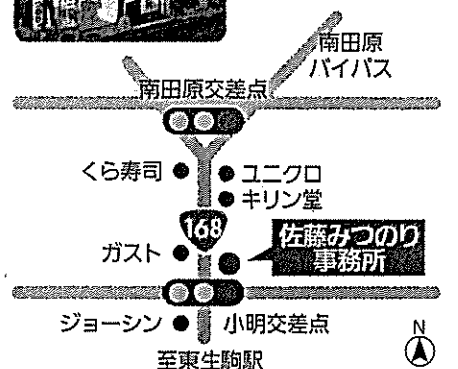
広報板・立看板設置ご協力のお願い

広報板(縦100cm×横65cm)・立看板(縦150cm×横40cm)の設置にご協力をお願いいたします。

党勢拡大の一環として広報板・立看板の設置場所を募集中です。ご自宅、会社、事務所、倉庫、ガレージ、その他、どんな場所でも結構です。設置にご協力して頂ける方は事務所までご連絡いただければ、後日スタッフが設置にまいります。



【アクセス】
生駒市、国道168号線
「小明(こうみょう)」
交差点北東角。



佐藤みつり事務所会員募集中!

活動をサポートして頂ける仲間を募集中です。一緒に奈良の改革を進めましょう。入会希望の方は、ぜひ事務所までお気軽に問合せください。

奈良県議会議員

佐藤みつり 事務所

〒630-0201 生駒市小明町556-3
TEL 0743-25-4675 FAX 0743-25-2489
<https://mitsunori-sato.com>

- 【会派】日本維新の会
- 【所属】経済労働委員会／観光振興対策
地域公共交通対策等特別委員会
- 【所属 議員連盟】・がん対策推進議員連盟 副会長
・日華(台湾)親善議員連盟 副会長
・殺処分ゼロを目指す県議会議員連盟 副会長

事務所及びホームページにて
皆様のご意見・ご要望を
受け付けています。



ホームページ

第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等） 会派・議員名 佐藤光紀					
年 月 日	令和6年8月29日 他				
表題と発行部数	日本維新の会 県政会派ちらし vol.05 B4 サイズ 4,000 部				
対象者	生駒市内				
配布方法	ポスティング 4,000 部				
発行目的	奈良県議会会派の周知と意見・要望等を広く募集する為				
按分率の説明	ちらしの内容全てが県政に関する事なので 100%充当とします				
内容	・ 県政報告 ・ 6 月議会報告				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷代	(株) プットアップスタイル	20,047 円	増刷分 @ 4.55×4,000 部×1.1 = 20,020 円 振込手数料 27 円	78
	新聞折込代	サンケイ 広告	35,805 円	@ 3.1×10,500 部×1.1 = 35,805 円	99
	※ 100%充当 55,852 円				
備考	添付資料：請求書・県政会派ちらし vol.05（B4 版）				

注 発行した広報紙を添付してください。



合計請求書

伝票枚数 1枚

登録番号 T2130001039469

PUT UP
style

株式会社 プットアップ・スタイル

〒610-0101 京都府城陽市平川橋東8-12

Phone 0774-53-5300 Fax 0774-53-5301



佐藤光紀

様

繰越残高(税込)

調整額

お買上げ額

消費税

合計ご請求額(税込)

313,100円

31,310円

344,410円

上記の通りご請求申し上げます。なお、当請求書と行き違いでお支払いの節はご容赦ください。

令和6年夏秋号 会派 ⑤

振込先

京都銀行

ゆうちょ銀行

株式会社プットアップ・スタイル

株式会社プットアップ・スタイル



請求
明細書

佐藤光紀

様

登録番号 T2130001039469

PUT UP
style

株式会社 プットアップ・スタイル

〒610-0101 京都府城陽市平川橋東8-12

Phone 0774-53-5300 Fax 0774-53-5301



納品日

品名・仕様

数量

単価

金額

2024/8/6

県政報告報告 A3 CT90k 4/4 2折 (A4-4P)

30,000

@9.55

¥286,500

2024/8/6

短納期割増

一式

¥8,400

2024/8/20

会派ニュース B4サイズ コート58k 4/4 (2折り加工含む)

4,000

@4.55

¥18,200

以下余白

10%対象

¥313,100

消費税

¥31,310

合計

¥344,410

令和6年夏秋号

会派 ⑤

×1.1
= 324,390
A
×1.1
= 200,20円

伝票No.	納期	摘要	請求内容	数量	単価	金額(税抜)
001126 -001	2024/08/10		チラシ新聞折込 佐藤ちらし チラシA3・24,900部 生駒市／朝日・毎日・産経・読売	24,900.00部	4.60	114,540 125,994(税込) 課税(10%)
001126 -002	2024/08/17		チラシ新聞折込 会派ちらし⑤ 奈良県議会会派 日本維新の会NERS チラシB4・10,500部 生駒市／朝日・毎日・読売・産経	10,500.00部	3.10	32,550 35,805(税込) 課税(10%)
				金 額	消費税	税込金額
課税(10%) 対象				147,090	14,709	161,799

県議会議員の報酬2割削減案を提出!

委員会で **議論もなく 否決!**

奈良県議会 議員報酬額		2割削減
議員 月額	77万8,000円	62万2,400円
庶民 月額	96万5,000円	77万2,000円
副議員 月額	84万3,000円	67万4,400円

実質賃金は過去最長の26ヶ月連続マイナス 議員だけが 높은報酬をもらい続け、県民目線の政治ができるのか!!

私たち会派「日本維新の会」は6月定例会で昨年同様に県議会議員の月額報酬を2割削減する議案を提出しました。

しかし、今回は議案の委員会付託はされず、委員会で議論することなく否決されました。

2月定例会などでは、議員提案された議案は委員会付託され活発な議論がされたのに、なぜこの議員報酬削減案の場合は議論の場を設けないのでしょうか?

よほど自分たちが高い報酬をもらい続けていることに後ろめたい気持ちがあるのではないのでしょうか。

山下知事は公約通り、4年間の退職金3,550万円をゼロ、月額報酬も一割削減。

私たち、会派「日本維新の会」は一人毎月104,000円を報酬から身を切る改革として積み立て、その積立金約1,700万円(6月現在)を

能登半島地震で被災された石川県に寄附する予定です。さらに、県内の日本維新の会所属の市町村議員の積み立ても合算し、寄附総額は約2,000万円となります。本来なら自身の選挙区である奈良県、または市町村にお返しするのが本意ですが公職選挙法の規定により、他府県への寄附という選択をしています。

燃料費の高騰や物価高、更に政府自民党による政治資金問題が世間を騒がせている中、議員の報酬削減については議論の場すら与えない議会運営に落胆と憤りを禁じえません。

私たちは、この議案が採択されるまで自主的な報酬削減、つまり身を切る改革を続け、可決されるまでこの議案を提出し続けます。

そして、政治家自身が身分や待遇にこだわらず改革の先頭に立ち、既得権に切り込み、県民目線で奈良県改革を進めていきます!

自分達に都合の悪い審議をさせないため??

自民党・無所属の会が 議長・副議長ポストだけでなく 各委員会の正・副委員長もほぼ独占!

奈良県議会6月定例会で役員改選が行われ、自民党・無所属の会が名誉職のように議長・副議長を独占。

さらに各委員会の正・副委員長もほぼ独占しました。

これは、自分達に都合の悪い審議をさせない為ではないのでしょうか?

私たち会派「日本維新の会」はどのような人選であっても全力で職務を全うし、これからも全力で県民目線の県政発展に向け、山下知事とともに全力で取り組んでいきます。

メンバー紹介

各メンバーの
選出区ごとに
色分けしています。

大和郡山市 **関本 真樹** はしもと まこと

- ・文書くらし委員会
- ・観光振興対策・観光公共交通対策等特別委員会

吉野郡 **松尾 勇臣** まつお ゆうじん

- ・建設委員会
- ・福祉・社会福祉・福祉対策特別委員会
- ・議会運営委員会

北白河郡 **清水 勉** しみず つとむ

- ・総務委員会
- ・総合防災対策特別委員会
- ・議会運営委員会

生駒市 **佐藤 光紀** さとう みつひこ

- ・建設委員会
- ・観光振興対策・観光公共交通対策等特別委員会
- ・議会運営委員会

奈良市・山辺郡 **中川 崇** なかがわ たかし

- ・建設委員会
- ・少子化対策・女性の活躍応援・スポーツ振興対策特別委員会
- ・議会運営委員会

生駒郡 **小林 誠** こばやし まこと

- ・建設委員会
- ・少子化対策・女性の活躍応援・スポーツ振興対策特別委員会
- ・議会運営委員会

桜井市 **工藤 将之** くどう しょうのり

- ・民生委員会
- ・福祉・社会福祉・福祉対策特別委員会
- ・議会運営委員会

磯城郡 **福西 広理** ふくにし ひろり

- ・文書くらし委員会
- ・総合防災対策特別委員会
- ・議会運営委員会

磯城郡・高市郡 **原山 大亮** はらやま ひろあき

- ・総務委員会
- ・建設・社会福祉・福祉対策特別委員会
- ・議会運営委員会

奈良市・山辺郡 **松本 秀一郎** まつもと しゅういちろう

- ・福祉・社会福祉・福祉対策特別委員会
- ・建設委員会
- ・少子化対策・女性の活躍応援・スポーツ振興対策特別委員会

高市郡 **清田 典章** きよた のりあき

- ・建設委員会
- ・少子化対策・女性の活躍応援・スポーツ振興対策特別委員会
- ・議会運営委員会

生駒市 **山田 洋平** やまだ ようへい

- ・総務委員会
- ・観光振興対策・観光公共交通対策等特別委員会
- ・議会運営委員会

磯城郡・河内郡 **星川 大地** ほしかわ だいち

- ・文書くらし委員会
- ・総合防災対策特別委員会
- ・議会運営委員会

令和6年 6月定例会

代表質問

一部抜粋

中川 崇 議員



奈良県議会公式ホームページ内議会中継より

- ① 今後の県政ビジョンについて
- ② 主要施策の発表のあり方について
- ③ 高等学校授業料等の無償化の拡充について
- ④ リニア中央新幹線の全線開業や奈良市附近駅に関する現状と見通しについて
- ⑤ 奈良スーパーアプリの利便性向上について
- ⑥ 観光客の増加に伴う地元住民の生活環境等への影響について
- ⑦ 公立学校教員の経済的負担軽減について

① 今後の県政ビジョンについて

質問 奈良県が今後目指すべき方向性と、その実現に向けてどのような施策を推進していく考えですか。

答弁 奈良が世界に誇る歴史文化遺産、豊かな自然や景観など、素晴らしい魅力はとことん守り、後世に伝えていく。そして、課題解決のために変えないといけないものは断固として変えるというスタンスである。仕事と子育ての両立のしにくさや道路などのインフラ整備の遅れなどは変えていく。一方、県内産業の活性化、脱炭素・水素社会の実現、観光施策の推進に取り組む。奈良県の持つ限りない可能性を最大限に引き出し、県民が暮らしの豊かさを実感できるようにするため、これからも施策を着実に実行する。

一般質問

一部抜粋

佐藤 光紀 議員



奈良県議会公式ホームページ内議会中継より

- ① 次世代型ソーラーセルについて
- ② 睡眠時無呼吸症候群等による睡眠の質の低下について
- ③ 炊出し支援にかかる枠組みづくりについて
- ④ 県庁舎エントランスの活用について
- ⑤ パーティボートの設置について

睡眠時無呼吸症候群等による睡眠の質の低下について

質問 睡眠の重要性や睡眠の質を確保することについて、どのように考え、取り組まれますか？

答弁 睡眠不足により、心身への悪影響や寿命短縮リスクの上昇が指摘されているため「なら健康長寿基本計画(第2期)」で、「睡眠時間が充分にとれている人の増加」に加え、新たに「睡眠で休養がとれている人の増加」を目標とし、睡眠不足が心身に及ぼす影響や適切な睡眠のための工夫、睡眠時無呼吸症候群をはじめとする睡眠障害の知識や、早期受診の重要性等について周知・啓発に取り組む。

松木 秀一郎 議員



奈良県議会公式ホームページ内議会中継より

- ① 犬・猫の殺処分削減の取組について
- ② 県民サービスの向上に資するオンラインの活用について
- ③ 庁内におけるデジタル化の推進について
- ④ 道の駅「クロスウェイなかつまち」の開業に向けた取組について

犬・猫の殺処分削減の取組について

質問 犬や猫の殺処分を減らすために、動物愛護団体との連携、積極的な譲渡会の開催、飼い主への意識啓発、TNR活動等の複合的取組が必要と考えますが、取組方針は？

答弁 令和5年度は、譲渡可と判定した犬・猫は全年度で譲渡し、やむを得ず殺処分した頭数は10年前の9割減となった。殺処分削減に引き続き取り組むため、不妊去勢手術を行い元の場所に戻すTNRの取組による引取数削減、動物愛護団体やボランティアとの連携による譲渡促進、しつけ方教室等の適正飼育啓発などを行っていく。

原山 大亮 議員



奈良県議会公式ホームページ内議会中継より

- ① 新駅を含めた医大周辺のまちづくりについて
- ② 県立医科大学新キャンパス移転後の跡地利用について
- ③ 中南和地域の休日、夜間における1次救急医療体制について

県立医科大学新キャンパス移転後の跡地利用について

質問 県立医科大学新キャンパス移転後の跡地利用に関して、病院駐車場の整備を含めた今後の計画についてお聞かせください。

答弁 跡地を活用した新外来棟の整備を計画している。建設候補地は現外来棟より第1駐車場や検討中の新駅へのアクセスのよい南側で利便性も向上する見込み。また、第1駐車場の渋滞を解決するため、大和高田バイパス南側のまちづくりの検討状況を踏まえながら、テニスコート等の跡地を駐車場として活用することを、選択肢の一つとして検討したい。

委員会 報告

各議員の詳しい質問内容はQRコードの動画をご覧ください。

厚生委員会

工藤 将之



建設委員会

松尾 昌



中川 崇



小林 誠



総務警察委員会

清水 勉



原山 大亮



山田 洋平



経済労働委員会

佐藤 光紀



松木 秀一郎



清田 典章



文教くらし委員会

福西 広理



関本 真樹



星川 大地



第11号様式の6（第5条関係）

政務活動記録簿（ホームページの開設等）

会派・議員名 佐藤光紀

年 月 日	令和 6 年 12 月 26 日				
表題	奈良県議会議員 佐藤光紀 YouTube チャンネルさっしー&よっしー				
対象者	YouTube 利用者 （広告とは奈良市、生駒市のように県内市町村のみの地域限定の広告配信を設定） ※広告とは、デジタルポスティングのこと。				
開設目的	活動理念、活動報告などの広報。意見・要望を求める。				
按分率の説明	政務活動とその他活動の比率により 50% 按分				
内容	・ 政策 ・ 活動報告 ・ 県民への意見募集 等				
YouTube 制作等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	請求書No.2	UK ドロー ンサービス	110,000 円	・ 新規スターターバック （動画 3 本分） ・ サムネ制作費 ・ ショート動画編集	135
	請求書No.3	UK ドロー ンサービス	5,500 円	12 月分 YouTube 管理費	136
	※50% 充当 合計 115,500 円×50%＝57,750 円 ※充当額が収入額を超えたため、上記金額を充当				
備考	YouTube アカウント：@satomitsu0903 さっしー&よっしー 添付資料 ・ 契約書・請求書				

注 ホームページ制作・保守費用の契約書等を添付してください。



契 約 書

佐藤みつのり事務所 御中

UK ドローンサービス

TEL

メール

以下、佐藤みつのり事務所 様を「甲」と記し、[redacted]を乙と記します。

■ 契約内容

YouTube サイト管理・保守義務

【佐藤みつのり公式 YouTube】

■ 期間

2024 年 12 月 1 日～2025 年 3 月 31 日

■ 費用

各 1 ヶ月間 10,000 円

■ お支払方法

銀行振込にて、3 ヶ月毎とさせていただきます。

- ・ 乙は甲の上記期間、甲の YouTube サイトの管理・更新業務を行います。
- ・ サイト内での変更等などは月 5 件までとし、それを超える場合は別途費用と致します。
- ・ 当サイトにアップデートする動画（ショート動画を含む）は製作費用が、広告処理を行う場合などは広告宣伝費用が生じますので、別途見積となります。

※広告費用は月末集計となる為、翌月以降での請求となります。

本契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、本契約当事者双方署名又は記名押印の上各 1 通を保有する。

2024 年 12 月 1 日

甲 記名

佐藤 光紀

乙 記名

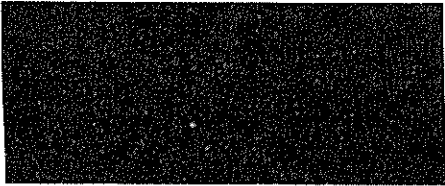
御請求書

佐藤みつのり事務所 様

NO 0000002

2024年12月23日

UKドローンサービス



		ご請求金額		¥ 220,000	
No.	品名	単価	個数	単位	金額
1	新規スターターパック(動画3本分)	150,000	1	件	¥ 150,000
	【第1話】 預言者か!?○○した男				¥
	【第2話】 防災道の駅・誕生秘話				¥
	【第3話】 『奈良の鹿』 暴行事件				¥
2	サムネ制作費	5,000	2		¥ 10,000
	【第2話】 防災道の駅・誕生秘話 (チラシ用)				¥
	【第3話】 『奈良の鹿』 暴行事件 (チラシ用)				¥
3	YouTubeショート動画編集	10,000	4	件	¥ 40,000
	遂に始動！				¥
	1期目、最初の登壇				¥
	2期目、最初の登壇				¥
	3話目、ぜったいにゆるさん				¥
					¥
					¥
小 計				¥	200,000
消費税(10%)				¥	20,000
合 計				¥	220,000

備考	
振込先 南都銀行	口座名

御請求書

NO 00000003

佐藤みつのり事務所 様

2024年12月23日

UKドローンサービス

		ご請求金額		¥ 11,000	
No.	品名	単価	個数	単位	金額
1	12月分YouTube管理費	10,000	1	件	¥ 10,000
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
			小 計		¥ 10,000
			消費税(10%)		¥ 1,000
			合 計		¥ 11,000

備考	
振込先 南都銀行	口座名

第11号様式の6（第5条関係）

政務活動記録簿（ホームページの開設等）					
会派・議員名 佐藤光紀					
年 月 日	令和7年1月29日				
表題	奈良県議会議員 佐藤光紀 YouTubeチャンネルさっしー&よっしー				
対象者	YouTube 利用者 （広告とは奈良市、生駒市のように県内市町村のみの地域限定の広告配信を設定） ※広告とは、デジタルポスティングのこと。				
開設目的	活動理念、活動報告などの広報。意見・要望を求める。				
按分率の説明	政務活動とその他活動の比率により50%按分				
内容	・政策 ・活動報告 ・県民への意見募集 等				
YouTube 制作等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	請求書No.4	UKドロー ンサービス	104,500 円	・第4話・第5話 ・サムネ制作費 ・ショート動画編集	149
	請求書No.5	UKドロー ンサービス	58,850 円	・12月 Google 広告管 理費 ・12月 Google 広告費 用	150
	※50% 充当 合計 163,350 円×50%＝81,675 円 ※充当額が収入額を超えたため、上記金額を充当				
備考	YouTube アカウント：@satomitsu0903 さっしー&よっしー 添付資料 ・契約書・請求書				

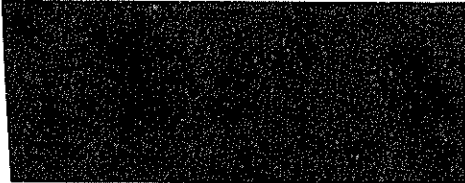
注 ホームページ制作・保守費用の契約書等を添付してください。

御請求書

NO 0000004
2025年1月17日

佐藤みつのり事務所 様

UKドローンサービス



		ご請求金額		¥ 209,000	
No.	品名	単価	個数	単位	金額
1	【第4話】まさかの海上保安庁長官賞(6:57)	70,000	1	件	¥ 70,000
2	【第5話】悩める奈良一区選対本部長(7:01)	80,000	1	件	¥ 80,000
3	サムネ制作費	5,000	2	件	¥ 10,000
	【第4話】まさかの海上保安庁長官賞(チラシ用)				
	【第5話】悩める奈良一区選対本部長(チラシ用)				
4	YouTubeショート動画編集	30,000	1	件	¥ 30,000
	年末年始特別企画				¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
				小 計	¥ 190,000
				消費税(10%)	¥ 19,000
				合 計	¥ 209,000

備考	
振込先 南都銀行	口座名

御請求書

NO 0000005

2025年1月17日

佐藤みつのり事務所 様

UKドローンサービス

		ご請求金額		¥ 117,700	
No.	品名	単価	個数	単位	金額
1	12月広告管理費(多利用)	20,000	1	件	¥ 20,000
2	12月広告費用	87,000	1	件	¥ 87,000
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
			小 計		¥ 107,000
			消費税(10%)		¥ 10,700
			合 計		¥ 117,700

備考	
振込先 南都銀行	口座名

第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等） 会派・議員名 佐藤光紀					
年 月 日	令和 7 年 1 月 29 日 他				
表題と発行部数	日本維新の会 県政会派ちらし vol.06 B4 サイズ 4,000 部				
対象者	生駒市内				
配布方法	ポスティング 4,000 部				
発行目的	奈良県議会会派の周知と意見・要望等を広く募集する為				
按分率の説明	ちらしの内容全てが県政に関する事なので 100% 充当				
内容	・ 県政報告 ・ 9 月議会報告				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷代	(株) プットアップスタイル	10,027 円	増刷分 @ 4.55 × 4,000 部 × 1.1 = 20,020 円 振込手数料 35 円	151
	新聞折込代	サンケイ 広告	17,902 円	@ 3.1 × 10,500 部 × 1.1 = 35,805 円	153
	※ 100% 充当 合計 27,929 円 × 100% = 27,929 円 ※ 充当額が収入額を超えたため、上記金額を充当				
備考	添付資料：請求書・県政会派ちらし vol.06（B4 版）				

注 発行した広報紙を添付してください。



合計請求書

伝票枚数 1枚

登録番号 T2130001039469

PUT UP

株式会社 プットアップ・スタイル
〒610-0101 京都府城陽市平川4-18-1
Phone 0774-53-5300 Fax 0774-53-5301



佐藤光紀様

繰越残高(税込)	調整額	お買上げ額	消費税	合計ご請求額(税込)
		212,700円	21,270円	233,970円

上記の通りご請求申し上げます。なお、当請求書と行き違いでお支払いの節はご容赦ください。

振込先	京都銀行 ゆうちょ銀行	株式会社プットアップ・スタイル 株式会社プットアップ・スタイル
-----	----------------	------------------------------------



請求
明細書

佐藤光紀様

登録番号 T2130001039469

PUT UP

株式会社 プットアップ・スタイル
〒610-0101 京都府城陽市平川4-18-1
Phone 0774-53-5300 Fax 0774-53-5301



納品日	品名・仕様	数量	単価	金額
2024/12/10	会派ニュース B4サイズ コート58k 4/4 (2折り加工含む) Vol ⑥	4,000		¥18,200
2024/12/24	県政報告 A4 CT90k 4/4 新春号	35,000		¥186,000
2025/1/14	名刺 アートポスト220k 4/4 角丸加工 名刺	1,000		¥8,500
	以下余白			
10%対象	¥212,700	消費税	¥21,270	合計 ¥233,970

税込

$18,200 \times 1.1 = 20,020$

伝票No.	納期	摘要	請求内容	数量	単価	金額(税抜)
001310 -002	2024/12/15		チラシ新聞折込 奈良県議会会派・日本維新の会NEWS Vol.16 チラシB4・10,500部 生駒市／朝日・毎日・読売・産経	10,500.00部	3.10	32,550
						課税(10%)
				金 額	消費税	税込金額
課税(10%) 対象				32,550	3,255	35,805

奈良県議会が 令和5年度決算を不認定に!

令和6年 9月定例会報告

山下知事が誕生し、大型公共事業(約72億円)の執行停止、見直しを行ったことを理由に、令和5年度の決算を自民党、公明党、立憲民主党等が不認定としました。大型事業の見直しは山下知事が選挙の公約に掲げた目玉政策。独断専行の前知事時代の奈良県政を改め、県民に軸足を置いた行政を求めたのは奈良県民です。その思いを否定し、奈良県を改革されては困ると言う今回の不認定は、県民への背信行為と言えます。

決算不認定 とは?

令和5年度の奈良県の1年間の事業を「議会が認めないこと」を意味します。不認定とした理由は、山下知事の予算執行停止とことです。採決では、自民党・無所属の会(22)、公明党(3)、新政なら(2)、共産党(1)の計28名が不認定を選択。

県民不在の奈良県議会

私たち会派「日本維新の会」は山下知事だからと言ってなんでも賛成してきたわけではありません。時には激しい論戦も行っています。それは、県民の安心安全が守られ、県民生活が少しでも向上すれば良いとの考えだからです。しかし他会派は、党利党略のために「反対のための反対」の繰り返し。県民の民意を否定している行動です。一体どこを向いて政治を行っているのでしょうか。「対話が足りない」とか「説明不足」を指摘する他会派の議員ですが、ぜひ県議会の録画をご覧ください。山下知事が全ての質問に真摯に答弁し、説明を尽くしている姿がよくわかります。これからも私たちは県民の皆様には軸足を置いた県議会に向け、改革を進めていきます。

県議会の録画は
こちらから



予算執行停止 とは?

昨年4月に「大型公共事業見直し」を掲げ当選した山下県政が誕生。山下知事は、これまで荒井県政で計画されてきた「大型公共事業」に予算を使わず、子育て・教育、道路整備などに予算の使い道を変えました。これは、就任前の公約に掲げていたことです。つまり、県議会が民意を否定したのです。

● 山下知事が予算執行停止した事業例

- リニア中央新幹線の関西国際空港接続線 ▲1,900億円
- 大和四大会社のうち近鉄奈良線移設事業 ▲800億円
- 滑走路を建設する大規模広域防災拠点の整備 ▲650億円

※奈良県の競争事業で試算

予算執行停止で どうなったの!?

約58億円の県債発行を抑制!

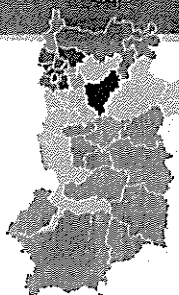
生まれた財源の一部で、

高校授業料無償化!

長らく放置されてきた県立高校のトイレ改修!

道路や公園整備の予算増!などを実現

メンバー紹介



各メンバーの
選出区ごとに色分けしています。

吉野区 松尾 勇臣 まつお いさお ・建設委員会 ・南・東部地域振興対策特別委員会	北葛城郡 清水 勉 しみず つとむ ・総務委員会 ・総合防災対策特別委員会 ・議会運営委員会	生駒市 佐藤 光紀 さとう みつのり ・経済労働委員会 ・観光振興・地域公共交通対策特別委員会	奈良市・山辺郡 中川 崇 なかがわ たかし ・建設委員会 ・少子化対策・女性の活躍促進・スポーツ振興対策特別委員会
生駒郡 小林 誠 こばやし まこと ・厚生委員会 ・少子化対策・女性の活躍促進・スポーツ振興対策特別委員会 ・議会運営委員会	桜井市 工藤 将之 くどう まさゆき ・厚生委員会 ・南・東部地域振興対策特別委員会	磯城郡 福西 広理 ふくにし ひろみち ・文教くらし委員会 ・総合防災対策特別委員会 ・議会運営委員会	大和郡・山形 関本 真樹 せきもと まさき ・文教くらし委員会 ・観光振興・地域公共交通対策特別委員会
奈良市・山辺郡 松本 秀一郎 まつもと しゅういちろう ・関西広域連合議員 ・経済労働委員会 ・少子化対策・女性の活躍促進・スポーツ振興対策特別委員会	香芝市 清田 典章 きよた のりあき ・経済労働委員会 ・少子化対策・女性の活躍促進・スポーツ振興対策特別委員会	生駒市 山田 洋平 やまだ ひろへい ・文教くらし委員会 ・観光振興・地域公共交通対策特別委員会	奈良市・山辺郡 星川 大地 ほしかわ だいち ・文教くらし委員会 ・総合防災対策特別委員会

令和6年 9月定例会

代表質問

一部抜粋

清水 勉 議員

奈良県議会公式ホームページ
内議員中野より

- ① 防災対策の推進について
- ② 医療体制の充実について
- ③ 教育の無償化と子育て支援の深化について
- ④ 奈良モデルの今後について
- ⑤ 経済・観光振興に資する道路整備について



① 防災対策の推進について

質問 災害応急対策検討部会での議論を踏まえ、いつ発生しても不思議ではない大規模災害に対応するために停電時の非常用電源を備えた広域防災拠点の整備に早急に取り組むべきでは？

答弁 検討部会において提示された中間とりまとめでは、北部、南部中核拠点が連携・補完して災害対応にあたることとしている。南部中核拠点では、ベースキャンプ、支援物資保管庫、ヘリパッド、駐機場等を整備する方針である。南部中核拠点の自立した運用、孤立集落の発生、長期の停電リスクに対応するため、非常用電源の確保は重要な課題であり、今後の検討部会で必要量や導入方法を検討していく予定。

また、完成後の施設運用についても、訓練を実施しながら改善する工程が重要であると考えている。

一般質問

一部抜粋

福西 広理 議員



奈良県議会公式ホームページ内議員中野より

- ① 大和平野中央における新たなまちづくりについて
- ② 奈良スーパーアプリの市町村との共同利用について
- ③ 県道の維持管理について
- ④ 県立高等学校における熱中症対策と体育館等への空調設置について

県立高等学校の熱中症対策と体育館等への空調設置について

質問 熱中症の危険と隣り合わせの状況で体育や部活動に取り組む高校生の現状について、どのように認識していますか？また、今後の熱中症対策と、体育館や武道場への空調設置に関する方針は？

答弁 体育や部活動等での運動中、特に施設内での活動は熱中症リスクが高いと認識している。県では各種の予防対策に注力するとともに、県立高校の体育館への空調設備は、計画を前倒しして、体育科設置校などから設置に着手していく。武道場等への設置は、必要性を判断し検討を行う。

関本 真樹 議員



奈良県議会公式ホームページ内議員中野より

- ① コンテンツの整備による観光誘客の推進について
- ② 県立民俗博物館及び民俗資料整理の今後の方向性について
- ③ 奈良県教育振興大綱について
- ④ 小中学校における1人1台端末の活用について

県立民俗博物館及び民俗資料整理の今後の方向性について

質問 県立民俗博物館の展示スペースについて、今後の方向性やスケジュールは？また、県で保管している民俗資料の整理について、現況と今後の計画についてお聞かせください。

答弁 大量の民俗資料の整理に向け、専門家の協力を得て、令和7年度中の収集・保存ルール策定を目指すとともに、資料やデータ整理を実施し、収納スペースの確保に取り組む。令和9年度中の展示室の再開に向け、収蔵展示やデジタルアーカイブによる公開などの検討を進める。

星川 大地 議員



奈良県議会公式ホームページ内議員中野より

- ① 過疎地域における高齢者等の移動手段の確保について
- ② ソーシャルメディアを活用した情報発信について
- ③ 高齢者の介護予防の取組について
- ④ 奈良公園周辺における観光施策について
- ⑤ 優秀な警察官の確保について

過疎地域における高齢者等の移動手段の確保について

質問 公共交通が脆弱な過疎地域などにおいては、自家用車の代替手段となる地域公共交通を維持する必要があると考えますが、どのような取組を行っていますか？

答弁 公共交通サービスの維持・充実に向け、市町村、交通事業者等と連携し、様々な取組を推進している。具体的には広域バス路線運行費の一部補助、住民に身近な移動手段確保に取り組む市町村の実証運行等の取組への支援や市町村等が自家用車を活用して実施する「公共ライドシェア」のモデルケースの組成に取り組んでいる。

→ 福西議員の議会質問後、山下知事が「空調設備の設置を前倒しして完了することを目指す」と方針を示しました。

特別支援学校の空調設備

令和9年度末の設置完了を計画を前倒しして、令和8年度末の設置完了を目指す。

県立高校の体育館

特別支援学校の設置完了後に着手予定の計画を前倒しして、令和6年度から着手し、早期の設置完了を目指す。

令和6年11月17日 記者発表資料を公開しました



委員会 報告

各議員の詳しい質問内容はQRコードの動画をご覧ください。

厚生委員会



総務警察委員会



経済労働委員会



建設委員会



文教くらし委員会



第 1 1 号様式の 5 (第 5 条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等) 会派・議員名 佐藤光紀					
年 月 日	令和 7 年 1 月 29 日 他				
表題と発行部数	令和 7 年新春号ちらし A4 サイズ 35,000 部				
対象者	生駒市内				
配布方法	新聞折込 24,100 部、ポスティング・駅立ち部 10,900 部				
発行目的	政務活動報告と県政に対する意見・要望等を広く募集する為				
按分率の説明	ちらしの掲載面積により 50% 按分				
内容	・ 公式 YouTube の案内 ・ 県政報告・議会報告 ・ 会員募集 その他				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷代	(株) プットアップ スタイル	102,492 円	@ 5.31 × 35,000 部 × 1.1 ÷ 204,600 円 振込手数料 円 387 円	152
	新聞折込代	サンケイ 広告	41,090 円	@ 3.1 × 24,100 部 × 1.1 = 82,181 円	167
	※ 50% 充当 合計 143,582 円 × 50% = 71,791 円 ※ 充当額が収入額を超えるため、上記金額を充当				
備考	添付資料：請求書・令和 7 年新春号ちらし				

注 発行した広報紙を添付してください。

合計請求書

伝票枚数 1枚

登録番号 T2130001039469

PUT UP
style

株式会社 プットアップ・スタイル
〒610-0101 京都府城陽市平川橋通り
Phone 0774-53-5300 Fax 0774-53-5301



佐藤光紀様

繰越残高(税込)	調整額	お買上げ額	消費税	合計ご請求額(税込)
		212,700円	21,270円	233,970円

上記の通りご請求申し上げます。なお、当請求書と行き違いでお支払いの節はご容赦ください。

振込先	京都銀行	株式会社プットアップ・スタイル
	ゆうちょ銀行	株式会社プットアップ・スタイル

請求
明細書

佐藤光紀様

登録番号 T2130001039469

PUT UP
style

株式会社 プットアップ・スタイル
〒610-0101 京都府城陽市平川橋通り
Phone 0774-53-5300 Fax 0774-53-5301



納品日	品名・仕様	数量	単価	金額
2024/12/10	会派ニュース B4サイズ コート58k 4/4 (2折り加工含む) vol ⑥	4,000		¥18,200
2024/12/24	県政報告 A4 CT90k 4/4 新春号	35,000		¥186,000
2025/1/14	名刺 アートポスト220k 4/4 角丸加工 名刺	1,000		¥8,500
	以下余白			
10%対象	¥212,700	消費税	¥21,270	合計 ¥233,970

税込

186,000 × 1.1

= 204,600

[illegible]

佐藤みつりの奈良県政NEWS

2025
令和7年
新春号

ご挨拶とご報告

今、間違いなく生き辛い社会化が進んでいます。佐藤は議員として皆様が少しでも生き易いと感じる社会となる様に見据えて行動しております。

一つの課題として『地方の政治』に関心を持って頂く事ですが、ご存知の通り『政治』というジャンルは偏り易く、また受取り側にも伝わり難く、伝え手側としても伝え難いという状況です。

政治を語る上で、【根拠を伴った解説】が必要であると思い立ち、試験的ではありますがYouTubeチャンネルを新たに開設し、取組んでおります。

是非ご覧いただき『地方の政治』に関心を持って頂けます様に、お願い申し上げます。

議会・所属

【会派】日本維新の会

・経済労働委員会
・観光振興対策地域公共交通
対策等特別委員会

・日月親善議員連盟 会長
(ウズベキスタン共和国)

・日華(台湾)親善議員連盟 副会長
・がん対策推進議員連盟 副会長
・殺処分ゼロを目指す
県議会議員連盟 副会長



佐藤みつりの公式



YouTube

【さっしー(本人) & よっしー(製作者)】

<https://youtube.com/@satomitsu0903>

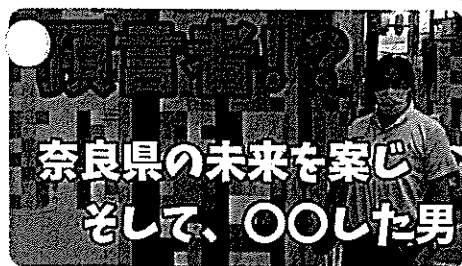
動画は
コチラ



これまで県議会議員としての **活動 成果 実績** を

ご視聴・チャンネル登録お願いいたします

動画にまとめていきます!



【第1話】 預言者か!? 〇〇した男



【第2話】 防災道の駅・誕生秘話



【第3話】 『奈良の鹿』 暴行事件

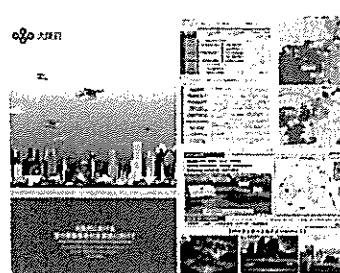
次回予告



奈良県議会史上初質問
海上保安庁について



今こそ見直せ!
地方政府間の友好協定



三期目、最初の質問
『空の移動革命と産業革命』



運営し続け 10年目
『佐藤みつり事務所』

2024年
11月30日(土) 12時～
なかもち
クロスウェイ
グランドオープン
開駅記念フェア
11月30日(土) 12時～
12月15日(日)まで
奈良市ウィークも開催
奈良市ウィークも開催
奈良市ウィークも開催

第二阪奈道路 中町ランプ近くに グランドオープン!



TOPICS

意見書を提出しました

令和3年12月15日にも維新会派(佐藤草案)から公職選挙法を改正を求める意見書(令和3年・第13号)を提議し、全会派一致で決議されております。

令和6年9月県議会において、維新会派(佐藤草案)から意見書(令和6年・第10号)を提議し、全会派一致で決議され、国に『奈良県議会の意見』として送られました。内容として要約すると、選挙公報や選挙ポスターのデジタル化を求め、先の東京都知事選挙で問題が生じている点にも触れ、問題や課題の解決の為にDX化を進めるべきとする内容です。

意見書に関する詳細は奈良県ホームページへ

<https://www.pref.nara.jp/67585.htm>



所属委員会報告

経済労働委員会

- ▶観光地のごみ対策について
- ▶生物多様性なら戦略における針広混交林の位置づけについて
- ▶(仮称)奈良県脱炭素戦略について
- ▶奈良公園バスターミナルのナイトタイム活用について
- ▶脱炭素戦略に対して(ペロブスカイトについて)
- ▶奈良県における「種子条例」について
- ▶奈良県産木工品について



観光振興対策・地域公共交通対策等特別委員会

- ▶適切な「奈良のシカ」との接し方に関する取組について
- ▶道の駅「クロスウェイなかもち」について
- ▶パーティポート(空飛ぶクルマの発着場)について
- ▶観光客増加に対応するための駐車場整備について
- ▶天然記念物「奈良のシカ」への加害行為の規制について



三三集会のご案内

県政相談

例えば
普段の生活の中での
お困りごと

選挙セミナー

例えば
議員になるには?
選挙のいろは

政治談話

例えば
議員生活で感じた
政治の本質・裏側

政策立案

例えば
実現してほしい制度
政策等を提示

各カテゴリーの内容を2～3時間程度で三三集会を企画しています。5名程度の人数が集まりましたら開催致しますので佐藤みつりの事務所までご連絡ください。



奈良県議会が 令和5年度決算を不認定に!

山下知事が誕生し、大型公共事業(約72億円)の執行停止、見直しを行ったことを理由に、令和5年度の決算を自民党、公明党、立憲民主党等が不認定としました。大型事業の見直しは山下知事が選挙の公約に掲げた目玉政策。独断専行の前知事時代の奈良県政を改め、県民に軸足を置いた行政を求めたのは奈良県民です。その思いを否定し、奈良県を改革されては困るという今回の不認定は、県民への背信行為と言えます。

県民不在の奈良県議会

私たち会派「日本維新の会」は山下知事だからと言ってなんでも賛成してきたわけではありません。時には激しい論戦も行っています。それは、県民の安心安全が守られ、県民生活が少しでも向上すれば良いとの考えだからです。しかし他会派は、党利党略のために「反対のための反対」の繰り返し。県民の民意を否定している行動です。一体どこを向いて政治を行っているのでしょうか。「対話が足りない」とか「説明不足」を指摘する他会派の議員ですが、ぜひ県議会の録画をご覧ください。山下知事が全ての質問に真摯に答弁し、説明を尽くしている姿がよくわかります。これからも私たちは県民の皆様様に軸足を置いた県議会に向け、改革を進めていきます。

県議会の録画はコチラから



どうなったの!?
予算執行停止で

約58億円の県債発行を抑制!

生まれた財源の一部で、

高校授業料無償化!

長らく放置されてきた県立高校のトイレ改修!

道路や公園整備の予算増!などを実現

佐藤みつりのり事務所会員募集中!

活動をサポートして頂ける仲間を募集中です。一緒に奈良の改革を進めましょう。入会希望の方は、ぜひ事務所までお気軽に問合せください。

奈良県議会議員

佐藤みつりのり事務所

〒630-0201 生駒市小町556-3
TEL 0743-25-4675 FAX 0743-25-2489
<https://mitsunori-sato.com>



ホームページ



Instagram



X



facebook

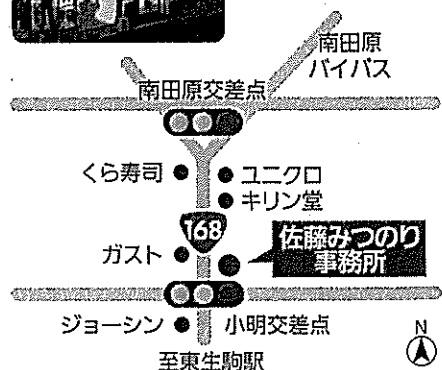


YouTube



【アクセス】

生駒市、国道168号線
「小町(こうみょう)」
交差点北東角。



事務所及びホームページにて皆様のご意見・ご要望を受け付けています。

第11号様式の6（第5条関係）

政務活動記録簿（ホームページの開設等）					
会派・議員名 佐藤光紀					
年 月 日	令和7年2月26日				
表題	奈良県議会議員 佐藤光紀 YouTube チャンネルさっしー&よっしー				
対象者	YouTube 利用者 （広告とは奈良市、生駒市のように県内市町村のみの地域限定の広告配信を設定） ※広告とは、デジタルポスティングのこと。				
開設目的	活動理念、活動報告などの広報。意見・要望を求める。				
按分率の説明	政務活動とその他活動の比率により 50% 按分				
内容	・ 政策 ・ 活動報告 ・ 県民への意見募集 等				
YouTube 制作等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	請求書No.7	UK ドロー ンサービス	77,233 円	・ 1 月 Google 広告管理費 ・ 1 月 Google 広告費 用	163
※50% 充当 合計 77,233 円×50%＝38,616 円 ※充当額が収入額を超えたため、上記金額を充当					
備考	YouTube アカウント：@satomitsu0903 さっしー&よっしー 添付資料 ・ 契約書・請求書				

注 ホームページ制作・保守費用の契約書等を添付してください。

御請求書

NO 0000007

佐藤みつのり事務所 様

2025年2月20日

UKドローンサービス

		ご請求金額		¥ 154,466	
No.	品名	単価	個数	単位	金額
1	1月分広告費用	130,424	1	件	¥ 130,424
2	1月分Google広告管理費	10,000	1	件	¥ 10,000
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
			小 計		¥ 140,424
			消費税(10%)		¥ 14,042
			合 計		¥ 154,466

備考	
振込先 南都銀行	口座名

第11号様式の6（第5条関係）

政務活動記録簿（ホームページの開設等）

会派・議員名 佐藤光紀

年 月 日	令和7年3月28日				
表題	奈良県議会議員 佐藤光紀 YouTube チャンネルさっしー&よっしー				
対象者	YouTube 利用者 （広告とは奈良市、生駒市のように県内市町村のみの地域限定の広告配信を設定） ※広告とは、デジタルポスティングのこと。				
開設目的	活動理念、活動報告などの広報。意見・要望を求める。				
按分率の説明	政務活動とその他活動の比率により 50% 按分				
内容	・ 政策 ・ 活動報告 ・ 県民への意見募集 等				
YouTube 制作等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	請求書No.9	UK ドロー ンサービス	30,672 円	・ 2 月 Google 広告管 理費 ・ 2 月 Google 広告費 用	173
※50% 充当 合計 30,672 円×50%＝15,336 円 ※充当額が収入額を超えたため、上記金額を充当					
備考	YouTube アカウント：@satomitsu0903 さっしー&よっしー 添付資料 ・ 契約書・請求書				

注 ホームページ制作・保守費用の契約書等を添付してください。

御請求書

NO 0000009

佐藤みつのり事務所 様

2025年3月18日

登録番号 T8810558423668

UKドローンサービス

		ご請求金額		¥ 61,346	
No.	品名	単価	個数	単位	金額
1	2月分広告費用	45,769	1	件	¥ 45,769
2	2月分Google広告管理費	10,000	1	件	¥ 10,000
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
					¥
			小 計		¥ 55,769
			消費税(10%)		¥ 5,577
			合 計		¥ 61,346

備考	
振込先 南都銀行	口座名

令和6年度事務所状況報告書

会派・議員名 佐藤光紀

①政務活動事務所	☐ 自宅 ☒ 自宅以外
②所在地	住所 生駒市小明町 556-3 コーポもりおか 102号・202号 電話 0743-25-4675 延べ床面積 39.25 m ²
③他用途との兼用	☐ 無 ☒ 有 ☒ 後援会の事務所 ☐ 政党事務所 ☒ その他
④所有区分	☐ 自己又は配偶者、3親等以内の親族、同一生計者の所有 ☒ 賃貸物件（賃貸借契約先所有者 ☒ 第三者 ☐ 自己・同一生計者が経営する法人（登記簿の目的に不動産の賃貸有） ☐ 自己・同一生計者が経営する法人（登記簿の目的に不動産の賃貸無）
⑤按分率の考え方	☐ 使用実態（使用面積又は使用時間による） ☐ 事務所全体面積 m ² (a) うち政務活動使用面積 m ² (b) ☒ 事務所使用時間 9 時間 (a) うち政務活動使用時間 4.5 時間 (b) (b) / (a) = 4.5 / 9 → 按分率 1/2
⑥事務所賃借料の計上	☐ 無 ☒ 有 按分率 1/2 (按分率の考え方：時間按分)
⑦駐車場代の計上	☐ 無 ☒ 有 ☐ 来客専用 按分率 / ☒ 来客兼用 按分率 1/2 (按分率の考え方：事務所賃借料と同率で按分)
⑧光熱水費・維持管理費の計上	☐ 無 ☒ 有 按分率 1/2 (按分率の考え方：事務所賃借料と同率で按分)
⑨備考	

注 賃貸借（事務所・駐車場）の場合は、別途契約書を添付してください。

賃貸人変更に関する覚書

賃貸人 [REDACTED] (以下「甲」という)

賃借人 佐藤 光紀 (以下「乙」という)

甲と乙とは、前賃貸人である被相続人 [REDACTED] (以下「丙」という)の逝去に伴い、下記物件の賃貸借契約に関し、以下の内容について合意したので本覚書を締結する。

住所 奈良県生駒市小明町556-3

物件名称 コーポもりおか

号室 102号

- 1 甲は、丙が令和5年7月31日に逝去したことに伴い、賃貸人たる地位を承継した。
よって甲及び乙は、甲が契約上の賃貸人としての地位を丙から承継し、賃貸人の名義を次の通り変更することに合意する。

変更前賃貸人: [REDACTED]

変更後賃貸人: [REDACTED]

- 2 前条に伴い、賃貸料支払先は、令和5年8月分から下記口座へ変更する。

銀行名: 南都銀行 [REDACTED]

口座種別: [REDACTED]

口座番号: [REDACTED]

口座名義: [REDACTED]

- 3 甲と乙は、丙が乙と締結した賃貸借契約の内容について変更がないことに合意する。
- 4 本覚書に記載がない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ決定する。

以上を証するため本覚書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和5年8月24日

賃貸人(甲) 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

賃借人(乙) 住所 [REDACTED]

氏名

佐藤光紀

賃貸人変更に関する覚書

賃貸人 [REDACTED] (以下「甲」という)

賃借人 佐藤 光紀 (以下「乙」という)

甲と乙とは、前賃貸人である被相続人 [REDACTED] (以下「丙」という)の逝去に伴い、下記物件の賃貸借契約に関し、以下の内容について合意したので本覚書を締結する。

住所 奈良県生駒市小明町556-3
物件名称 コーポもりおか
号室 202号

- 1 甲は、丙が令和5年7月31日に逝去したことに伴い、賃貸人たる地位を承継した。
よって甲及び乙は、甲が契約上の賃貸人としての地位を丙から承継し、賃貸人の名義を次の通り変更することに合意する。

変更前賃貸人: [REDACTED]

変更後賃貸人: [REDACTED]

- 2 前条に伴い、賃貸料支払先は、令和5年 8 月分から下記口座へ変更する。

銀行名: 南都銀行 [REDACTED]

口座種別: [REDACTED]

口座番号: [REDACTED]

口座名義: [REDACTED]

- 3 甲と乙は、丙が乙と締結した賃貸借契約の内容について変更がないことに合意する。

- 4 本覚書に記載がない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ決定する。

以上を証するため本覚書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和5年 8 月 24 日

賃貸人(甲) 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

賃借人(乙) 住所 [REDACTED]

氏名

佐藤 光紀

賃貸人変更に関する覚書

賃貸人 [REDACTED] (以下「甲」という)

賃借人 佐藤 光紀 (以下「乙」という)

甲と乙とは、前賃貸人である被相続人 [REDACTED] (以下「丙」という)の逝去に伴い、下記物件の賃貸借契約に関し、以下の内容について合意したので本覚書を締結する。

住所 奈良県生駒市小明町556-3
物件名称 コーポもりおか
号室 102号

- 1 甲は、丙が令和5年7月31日に逝去したことに伴い、賃貸人たる地位を承継した。
よって甲及び乙は、甲が契約上の賃貸人としての地位を丙から承継し、賃貸人の名義を次の通り変更することに合意する。

変更前賃貸人: [REDACTED]
変更後賃貸人: [REDACTED]

- 2 前条に伴い、賃貸料支払先は、令和6年3月分から下記口座へ変更する。

銀行名: 南都銀行 [REDACTED]

口座種別: [REDACTED]

口座番号: [REDACTED]

口座名義: [REDACTED]

- 3 甲と乙は、丙が乙と締結した賃貸借契約の内容について変更がないことに合意する。

- 4 本覚書に記載がない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ決定する。

以上を証するため本覚書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和6年 / 月 30日

賃貸人(甲) 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

賃借人(乙) 住所 [REDACTED]

氏名 佐藤 光紀 [REDACTED]

賃貸人変更に関する覚書

賃貸人 [redacted] (以下「甲」という)

賃借人 佐藤 光紀 (以下「乙」という)

甲と乙とは、前賃貸人である被相続人 [redacted] (以下「丙」という)の逝去に伴い、下記物件の賃貸借契約に関し、以下の内容について合意したので本覚書を締結する。

住所 奈良県生駒市小明町556-3

物件名称 コーポもりおか

号室 202号

- 1 甲は、丙が令和5年7月31日に逝去したことに伴い、賃貸人たる地位を承継した。
よって甲及び乙は、甲が契約上の賃貸人としての地位を丙から承継し、賃貸人の名義を次の通り変更することに合意する。

変更前賃貸人: [redacted]

変更後賃貸人: [redacted]

- 2 前条に伴い、賃貸料支払先は、令和6年 3 月分から下記口座へ変更する。

銀行名: 南都銀行 東生駒支店

口座種別: [redacted]

口座番号: [redacted]

口座名義: [redacted]

- 3 甲と乙は、丙が乙と締結した賃貸借契約の内容について変更がないことに合意する。
- 4 本覚書に記載がない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ決定する。

以上を証するため本覚書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和6年 / 月 30 日

賃貸人(甲) 住所 [redacted]

氏名 [redacted]

賃借人(乙) 住所 [redacted]

氏名 佐藤光紀 [redacted]

建 物 后 背 背 景 图 书

1994

建 物 后 背 背 景 图 书

1994

建 物 后 背 背 景 图 书

1994

賃貸借契約書

貸主 [REDACTED] (以下、甲という) と

借主 佐藤 光紀 (以下、乙という) は、甲所有の後記物件 (以下、本賃貸物件という) を乙が賃借し使用するにあたって下記のとおり契約を締結した。

【第1条】

(1) 乙は本賃貸物件を次の営業の用途以外に使用してはならない。

用 途 : 政務活動の事務所として

(2) 乙が前項の使用目的の変更を希望し、甲がこれを適当と認めた場合は、この契約を破棄し、改めて新規契約を締結するものとする。

【第2条】

賃料は、月額金 64,800 円也 (内、4,800 円・消費税 8%) とし、毎月末日迄に翌月分を現金にて、甲の指定する場所に持参若しくは銀行口座に送金して支払うものとする。尚、解約時の最終月賃料はその月末迄とし、日割計算、返却はしないものとする。

【第3条】

乙は本契約の保証金として、金 600,000 円 也を甲へ預託する。但し、乙は保証金をもって賃料その他等甲に対する支払いに充当することは出来ない。尚、保証金には利息をつけず、又担保、質入することはできない。

【第4条】

本契約期間を、平成 27 年 2 月 1 日より平成 29 年 1 月 31 日迄の 2 年間とする。但し、期間満了し双方異議がない場合は本契約を更新することが出来る。それ以降も同様とする。

【第5条】

甲乙は、前項に賃料を定めたも、本契約締結日以後、地価の変動、土地、建物に対する公租公課、公共その他諸料金の増減、経済情勢、物価指数の変動、修理その他負担の増加があった場合は、甲乙協議の上、賃料並びにこれらに伴う共益費等を改定することができる。

【第6条】

第4条の期間中であっても建物管理に関して清掃、設備係等の人件費・消耗品・諸雑費等の支出増または上下水道、電気、ガス、諸設備保守料金の値上げ等あったときには、共益費及び附加使用料の増額に関する甲の請求に、乙はこれに応じなければならない。

【第7条】

前記契約期間中、甲又は乙が解約を希望する場合は、甲は6ヶ月前、乙は3ヶ月前にそれぞれ文書により相手方に予告しなければならない。但し、乙は3ヶ月分の賃料相当額を甲に支払い、即時この契約を終了させることが出来る。この意思表示は本契約書末尾添付の書面をもって行うものとする。

【第8条】

乙が商号、屋号を変更する場合は、文書により甲に申し出るものとする。

【第9条】

甲の承諾を要する事項は全て文書によるものとする。

【第10条】

乙は次に掲げる行為をしてはならない。

- ① この建物内に汚物、爆発物、悪臭を発する物、引火の恐れのある物その他他人に迷惑や建造物に危険を及ぼす物の持ち込み、製作、保存等。
- ② 甲の許可なく建物の外部、玄関、廊下、窓ガラス等に看板・掲示物等による広告宣伝（ストライキに関する広告、赤旗掲示等を含む）の掲示。
- ③ 本賃貸物件の全部又は一部を転貸もしくは、居住用に変更又は名義の如何にかかわらず他人に使用させること。
- ④ 本賃貸物件の契約以外の目的の使用。
- ⑤ 風紀及び衛生上建物内及び近隣の苦情の要因となる行為。

【第11条】

乙及び乙の使用人は乙の営業にかかわる業務の他、当建物内で宿泊、仮眠、遊戯等は無論、何等理由なく不必要に当建物内に入出入りすることは出来ない。但し、事前に甲の承諾を得た場合この限りではない。

【第12条】

この建物の保全、衛生、防犯、防火、救護、その他急を要するとき、甲又はその使用人（請負人・臨時雇用者を含む、以下同じ）は随時賃貸物件内に立ち入り、又はその内外を点検することが出来る。前項の場合、乙は甲の措置に協力するものとする。

【第13条】

下記の各項の一つに該当するときは、甲はこの契約を催告なく解除することが出来る。

- ① 乙が家賃その他の支払いを1ヶ月以上延滞した時、延滞金については日歩4銭9厘の延滞損害金を計算する。
- ② 乙が本契約第10条各項の一つに該当する行為をしたとき。
- ③ 乙が解散、支払停止、和議更正手続きの開始をなした時、成年被後見人、被保佐人の宣告、破産の宣告、強制執行、差し押え、仮処分又は営業停止等の行政処分を受けた場合、死亡した時、銀行取引停止処分を受けたとき。
- ④ 無断にて造作、模様替えをしたとき。
- ⑤ その他この契約に違背する行為があったとき。

【第14条】

次に掲げる損害に対して甲はその責を任じない。

- ① 震災、火災、水害、盗難、その他天災地変並びに不可抗力等により生じた損害。
- ② 甲の建物もしくはその付属設備又は他の賃借人に関連して発生した一切の事故による損害。
- ③ 理由の如何を問わず建物内の他の賃借人の造作及び電気、ガス、給排水等諸設備並びに営業等に起因した漏水、ガス漏れ、騒音、臭気、その他、或いは他人により乙が被った一切の損害及び、それに付随する弁償問題。
- ④ 甲が設置した設備物件の操作、もしくは使用中に生じた損害並びにその使用停止による損害。

【第15条】

乙が本賃貸物件内の造作、模様替え、電気、ガス、水道、空調等諸設備、その他（看板等を含む）の工事をする場合、文書による甲の承諾を得、その工事については、甲が発行する工事許可願書の記載事項を厳守の上、工事人に施工させるものとする。

【第16条】

乙が本賃貸物件内に行った造作、設備に課せられる固定資産税は乙の負担とする。

【第17条】

建物諸設備につき点検、修理、部品の取り替え、改造による運転の中止等はするも乙は賃借料、共益費その他の値引き又は支払い中止等は出来ない。

【第18条】

乙又はその関係者が本賃貸物件及びその付属物件並びにこの建物の共用部分その他を破損した時、乙は甲に対しその損害を賠償しなければならない。尚、乙が甲の建物経営に関し信用、名誉を傷つけた場合も同じとする。

【第19条】

乙又は、乙の使用人が火災を生じさせた場合、又は本賃貸物件内より火災発生の場合は、甲は即時に本賃貸借契約を解除し、乙は直ちに本賃貸物件を明け渡さなければならない。この場合、甲が被った損害を乙に対し別途賠償請求することが出来る。

【第20条】

火災の場合、甲は至急建物修復に努力するも、乙は、類焼を理由に賃料・共益費・付加使用料等の減額、又は免除を申し出ることとは出来ない。尚、乙が、類焼を理由に明け渡しを希望し、保証金の返還を求めたる時は、10ヶ月以内の猶予期間をおき、第22条の規定により返金する

【第21条】

乙は本賃貸物件を新規賃借人に譲渡することは出来ない。但し、甲の承諾を得た場合はこの限りではなく、この場合、名義書換料その他諸費用については双方協議の上決定する。

【第22条】

乙が本物件を甲に返還する場合は造作、設備、什器備品、看板等の処分に関し甲の指示通りに行ったときに限り、甲は保証金600,000円より、300,000円を引き（未収金、未清算金がある場合はこの金額を差し引き）300,000円を明渡日より3ヶ月以内に返還するものとする。

【第23条】

乙の甲に対する交渉は当時者間において行い、いかなる場合においても団体交渉もしくはこれに類する方法又は交渉の代理人を選任する等をもってはこれを行うことは出来ない。但し、法定代理人は除く。

【第24条】

甲が建物管理を甲の使用人以外の第三者に委任したときは、乙は賃貸室等の使用並びに賃料・共益費・附加使用料等の支払い及び建物管理につきその管理人の指示に従うものとする。尚、建物管理人の選任は甲が文書により乙に通知する。

【第25条】

本契約書各条項のひとつにも乙が違背した場合は、本契約を解除し直ちに本賃貸物件を甲に返還するものとする。又、乙は、これにより生ずる甲の損害を賠償するものとする。

【第26条】

この契約が終了又は第13条による解除（この場合第7条但し書きによる契約終了とみなす）の場合、乙は、本賃貸物件を乙の負担において原状に復し明け渡さなければならない。その場合、乙はその事由もしくは名目の如何にかかわらず甲に対し、造作その他一切の買取請求及び移転料、立退料等の請求は出来ない。尚、電気・ガス・水道料金の最終領収書を甲に提示し、預託した未居記載の鍵、本契約書を返却する。

【第27条】

甲の従業員が行った乙とのいかなる話し合い、取り決め事項も、甲が本契約書に使用した印鑑を捺印した文書でないものは無効とする。

【第28条】

甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

- ① 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
- ② 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者という）が反社会的勢力ではないこと。
- ③ 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。

- ④ 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。

ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。

イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。

- ⑤ 本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は担保の用に供しないこと。

- ⑥ 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供しないこと。

- ⑦ 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い又は威嚇を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること。

- ⑧ 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせないこと。

- ⑨ 本契約締結後でも、乙が反社会的と認められる団体（暴力団や過激な政治活動集団という）及びその構成員と判明したときは、本契約を無効とし、白紙解約とする。

【第29条】

借主の連帯保証人  は、本契約の各条項を承認のうえ、この契約から生じる一切の借主の債務につき、借主と連帯して履行の責めに任ずるものとする。連帯保証人が死亡又は、破産したとき借主は即刻貸主に通知しなければならない。

【第30条】

この契約に定めのない事項については本契約書条項の趣旨、諸法令慣習に従って、甲乙協議の上措置するものとする。

【第31条】

 この契約に起因する紛争に関し、訴訟の提起等裁判上の手続きをしようとするときは、奈良地方裁判所又は奈良簡易裁判所をもって管轄裁判所とするものとする。

【第32条】

本契約書各条項について、甲乙はそれぞれ誠実に履行するものとする。

【特約条項】

- ① 本物件は、契約締結時の現状有姿（スケルトン）にて賃貸借するものとする。

- ② 1ヶ月以上無人となる場合必ず甲に連絡すること。

- ③ 乙は、近隣の迷惑となる行為を行ってはならない。

- ④ 犬、猫等の動物類は飼わないこと。

- ⑤ 法令の施行により消費税に増減があった場合、これに準じて賃料を支払うものとする。

- ⑥ 本物件は平成27年2月から4月迄の期間だけ賃貸借するものとするが、乙が継続して賃借することを申し出た場合、甲はそれに応じるものとする。

賃貸条件

平成 年 月 日

賃料	月額 64,800円 (内 4,800円8%税)
共益費	賃料に含む
その他	電気・ガス・水道・通信等は実費
合計	月額 64,800円也 (内 4,800円8%税)

保証金	600,000円
解約引	300,000円

【物件の表示】

*所在地: 奈良県生駒市小町556-3
 *建物名称: コーポもりおか 102号店舗
 *建物構造: 鉄骨ALC造 3階建の1階部分
 *専有面積: 19㎡ (約5.5坪)

【貸主】住所

氏名

TEL

【借主】住所

氏名

TEL

【連帯保証人】住所

氏名

TEL

【仲介人】

【取引主任者】

鍵NO

合計 1本

受け取りました、万一紛失した場合解約時実費にて精算いたします。

賃借人

御振込先 振込手数料は借主負担

銀行名	南都銀行
口座番号	
口座名義	

建物賃貸借契約書

特許第1000号

名称：一木もりおのり 202号

借主：佐藤 光 記帳

契約日：令和元年 5月 1日

賃貸借契約書

貸主 佐藤 光紀 (以下、甲という) と

借主 佐藤 光紀 (以下、乙という) は、甲所有の後記物件 (以下、本賃貸物件という) を乙が賃借し使用するにあたって下記の通り契約を締結した。

【第1条】

(1) 乙は本賃貸物件を次の営業の用途以外に使用してはならない。

用 途 : 政務活動の事務所として

(2) 乙が前項の使用目的の変更を希望し、甲がこれを適当と認めた場合は、この契約を破棄し、改めて新規契約を締結するものとする。

【第2条】

賃料は、月額金 32,400 円也 (内、2,400 円・消費税 8%) とし、

毎月末日迄に翌月分を現金にて、甲の指定する場所に持参若しくは銀行口座に送金して支払うものとする。尚、解約時の最終月賃料はその月末迄とし、日割計算、返却はしないものとする。

【第3条】

本物件は、平成 27 年 2 月 1 日付にて、建物賃貸借契約を締結して今日に至るが、この度、借主の使用目的に変更が発生した為、貸主の承諾のもと新たに契約締結するものとする。尚、内装設備等は何ら触らず現状のままに使用する為、新たな礼金、敷金等は発生しないものとする。

【第4条】

本契約期間を、令和元年 5 月 1 日より令和 3 年 4 月 30 日迄の 2 年間とする。但し、期間満了し双方異議がない場合は本契約を更新することが出来る。それ以降も同様とする。

【第5条】

甲乙は、前項に賃料を定めたも、本契約締結日以後、地価の変動、土地、建物に対する公租公課、公共その他諸料金の増減、経済情勢、物価指数の変動、修理その他負担の増加があった場合は、甲乙協議の上、賃料並びにこれらに伴う共益費等を改定することができる。

【第6条】

第4条の期間中であっても建物管理に關して清掃、設備系等の人件費・消耗品・諸雑費等の支出増または上下水道、電気、ガス、諸設備保守料金の値上げ等あったときには、共益費及び附加使用料の増額に關する甲の請求に、乙はこれに應じなければならない。

【第7条】

前契約期間中、甲又は乙が解約を希望する場合は、甲は6ヶ月前、乙は3ヶ月前にそれぞれ文書により相手方に予告しなければならない。但し、乙は3ヶ月分の賃料相当額を甲に支払い、即時この契約を終了させることができる。この意思表示は本契約書末尾添付の書面をもって行うものとする。

【第8条】

乙が商号、屋号を変更する場合は、文書により甲に申し出るものとする。

【第9条】

甲の承諾を要する事項は全て文書によるものとする。

【第10条】

乙は次に掲げる行為をしてはならない。

- ① この建物内に汚物、爆発物、悪臭を発する物、引火のある物その他他人に迷惑や建造物に危険を及ぼす物の持ち込み、製作、保存等。
- ② 甲の許可なく建物の外部、玄関、廊下、窓ガラス等に看板・掲示物等による広告宣伝（ストライキに關する広告、赤旗掲示等を含む）の掲示。
- ③ 本賃貸物件の全部又は一部を転貸もしくは、居住用に変更又は名義の如何にかかわらず他人に使用させること。
- ④ 本賃貸物件の契約以外の目的の使用。
- ⑤ 風紀及び衛生上建物内及び近隣の苦情の要因となる行為。

【第11条】

乙及び乙の使用人は乙の営業にかかわる業務の他、当建物内で宿泊、仮眠、遊戯等は無論、何等理由なく不必要に当建物内に入出入りすることは出来ない。但し、事前に甲の承諾を得た場合この限りではない。

【第12条】

この建物の保全、衛生、防犯、防火、救護、その他急を要するとき、甲又はその使用人（請負人・臨時雇用者を含む、以下同じ）は随時賃貸物件内に立ち入り、又はその内外を点検することが出来る。前項の場合、乙は甲の措置に協力するものとする。

【第13条】

下記の各項の一つに該当するときは、甲はこの契約を催告なく解除することが出来る。

- ① 乙が家賃その他の支払いを1ヶ月以上延滞した時。延滞金については日歩4銭9厘の延滞損害金を計算する。
- ② 乙が本契約第10条各項の一つに該当する行為をしたとき。
- ③ 乙が解散、支払停止、和議更正手続きの開始をなした時、成年後見人、被保佐人の宣告、破産の宣告、強制執行、差し押え、仮処分又は営業停止等の行政処分を受けた場合、死亡した時、銀行取引停止処分を受けたとき。
- ④ 無断にて造作、模様替えをしたとき。
- ⑤ その他この契約に違背する行為があったとき。

【第14条】

次に掲げる損害に対して甲はその責を仕じない。

- ① 震災、火災、風水害、盗難、その他天災地変並びに不可抗力等により生じた損害。
- ② 甲の建物もしくはその付属設備又は他の賃借人に關連して発生した一切の事故による損害。
- ③ 理由の如何を問わず建物内の他の賃借人の造作及び電気、ガス、給排水等諸設備並びに営業等に起因した漏水、ガス漏れ、騒音、臭気、その他、或いは他人により乙が被った一切の損害及び、それに付屬する弁償問題。
- ④ 甲が設置した設備物件の操作、もしくは使用中に生じた損害並びにその使用停止による損害。

【第15条】

乙が本賃貸物件内の造作、模様替え、電気、ガス、水道、空調等諸設備、その他（看板等を含む）の工事をする場合は、文書による甲の承諾を得、その工事については、甲が発行する工事許可願書の記載事項を厳守の上、工事人に施工させるものとする。

【第16条】

乙が本賃貸物件内に行った造作、設備に課せられる固定資産税は乙の負担とする。

【第17条】

建物諸設備につき点検、修理、部品の取り替え、改造による運転の中止等はするも乙は賃借料、共益費その他の値引き又は支払い中止等は出来ない。

【第18条】

乙又はその関係者が本賃貸物件及びその付属物件並びにこの建物の共用部分その他を破損した時、乙は甲に対しその損害を賠償しなければならない。尚、乙が甲の建物経営に関し信用、名譽を傷つけた場合も同じとする。

【第19条】

乙又は、乙の使用人が火災を生じさせた場合、又は本賃貸物件内より火災発生の場合は、甲は即時に本賃貸借契約を解除し、乙は直ちに本賃貸物件を明け渡さなければならない。この場合、甲が被った損害を乙に対し別途賠償請求することが出来る。

【第20条】

乙は本賃貸物件を新規賃借人に譲渡することは出来ない。但し、甲の承諾を得た場合はこの限りではなく、この場合、名義書換料その他諸費用については双方協議の上決定する。

【第21条】

乙の甲に対する交渉は当事者間において行い、いかなる場合においても団体交渉もしくはこれに類する方法又は交渉の代理人を選任する等をもってはこれを行うことは出来ない。但し、法定代理人は除く。

【第22条】

甲が建物管理を甲の使用人以外の第三者に委任したときは、乙は賃貸室等の使用並びに賃料・共益費・附加使用料等の支払い及び建物管理につきその管理人の指示に従うものとする。尚、建物管理人の選任は甲が文書により乙に通知する。

【第23条】

本契約書各条項のひとつにも乙が違背した場合は、本契約を解除し直ちに本賃貸物件を甲に返還するものとする。又、乙は、これにより生ずる甲の損害を賠償するものとする。

【第24条】

この契約が終了又は第13条による解除（この場合第7条但し書きによる契約終了とみなす）の場合、乙は、本賃貸物件を乙の負担において原状に復し明け渡さなければならない。その場合、乙はその事由もしくはは名目の如何にかかわらず甲に対し、造作その他一切の買取請求及び移転料、立退料等の請求は出来ない。尚、電気・ガス・水道料金の最終領収書を甲に提示し、預託した未居記載の鍵、本契約書を返却する。

【第25条】

甲の従業員が行った乙とのいかなる話し合い、取り決め事項も、甲が本契約書に使用した印鑑を捺印した文書でないものは無効とする。

【第26条】

- 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。
- ① 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
 - ② 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者という）が反社会的勢力ではないこと。
 - ③ 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。

④自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。

ア相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。

イ偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。

⑤本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は担保の用に供しないこと。

⑥本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供しないこと。

⑦本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせないこと。

⑧本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせないこと。

⑨本契約締結後でも、乙が反社会的と認められる団体（暴力団や過激な政治活動集団をいう）及びその構成員と判明したときは、本契約を無効とし、白紙解約とする。

【第27条】

借主の連帯保証人、は、本契約の各条項を承認のうえ、この契約から生じる一切の借主の債務につき、借主と連帯して履行の責めに任ずるものとする。連帯保証人が死亡又は、破産、住所変更、電話先の変更等したときは、借主は即刻貸主に通知しなければならない。

【第28条】

この契約に定めのない事項については本契約書条項の趣旨、諸法令慣習に従って、甲乙協議の上措置するものとする。

【第29条】

この契約に起因する紛争に関し、訴訟の提起等裁判上の手続きをしようとするときは、奈良地方裁判所又は奈良簡易裁判所をもって管轄裁判所とするものとする。

【第30条】

本契約書各条項について、甲乙はそれぞれ誠実に履行するものとする。

【特約条項】

- ①本物件は、契約締結時の現状有姿にて賃貸借するものとする。
- ②1ヶ月以上無人となる場合必ず甲に連絡すること。
- ③乙は、近隣の迷惑となる行為を行ってはならない。
- ④犬、猫等の動物類は飼わないこと。
- ⑤法令の施行により消費税に増減があった場合、これに準じて賃料を支払うものとする。

令和 元 年 5 月 1 日

賃 貸 条 件

賃 料	月 額 32,400円 (内 2,400円 8 % 税)	礼 金	なし
共 益 費	賃 料 に 含 む	敷 金	なし
そ の 他	電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 ・ 通 信 等 は 実 費		
合 計	月 額 32,400円 也 (内 4,800円 8 % 税)		

【物件の表示】

- * 所 在 地 : 奈良県生駒市小町556-3
- * 建物名称 : コーポもりおか 202号
- * 建物構造 : 鉄骨ALC造 3階建の2階部分
- * 専有面積 : 20.25㎡

【貸 主】 住 所
氏 名
TEL

【借 主】 住 所
氏 名
TEL

【連帯保証人】 住 所
氏 名
TEL

【立 会 人】
TEL

【宅建取引士】

鍵NO  合計 2本

受け取りました、万一紛失した場合解約時実費にて精算いたします。

賃借人 佐藤 光紀

御振込先 振込手数料は借主負担

銀 行 名	南 都 銀 行
口 座 番 号	
口 座 名 義	

【ご入店に関するご案内】

ご入店に際しまして、下記の要項をご案内申し上げます。

◆電 気

ご使用を開始されるときにブレーカーを上げて下さい。
関西電力にお客様番号と使用開始の旨をお知らせ下さい。
※連絡先 関西電力奈良営業所

TEL 0800(777)8052

◆上下水道

貸主にて毎月の検針請求になります。
家賃の口座へ振り込みお願いします。

※連絡先 貸主

TEL

◆ガ ス

本物件のガスは（都市ガス）です。
お客様立会のもとに、業者が開栓を致します。
ご希望の日時を前もって御連絡下さい。

※連絡先 大阪ガス阪奈ガスセンター

TEL 0743(74)2000

◆ゴ ミ

※事業者のゴミは生駒市では収集されませんので、
民間のゴミ収集処理業者へご相談下さい。

尚、事業者の方は、生駒市指定の袋でないと、収集されません。

参考 生駒市衛生社

TEL 0743-79-9031

株式会社 Nambu

TEL 0743-75-5383

NO.5

ニシグチ第1モータープール No.2 → No.5

駐車場賃貸借契約書

【御振込先】

銀行名：南都銀行

口座番号：

口座名義：駐車場専用 イコマビルサービス株式会社
(チェンヤジ ヨウゲンカイ イコマビル)

駐車場賃貸借契約書

株式会社 ニシグチ (以下甲という) と
佐藤 光 記 (以下乙という) との間に、下記駐車場施設
(以下駐車場という) の賃貸借に関し次の通り契約を締結し、甲、乙各自1通を
保有する。

【第1条】保管場所

(1) 甲は、その所有に係る下記表示の土地を駐車場として乙に賃貸し、乙は
これを賃借する。

- * 名 称：ニシグチ第1モータープール
- * 所 在 地：生駒市小町5 4 6 番地 5
- * 駐車場区画：第 2 号

(2) 甲は、前項の駐車場を必要に応じて他の場所(区画)に変更することが
出来る。

【第2条】登録車

(1) 乙は、前条の駐車場を乙の使用する下記自動車の駐車以外の目的に使用
してはならない。

* 車両番号： 無 指 定

* 車 名：

(2) 乙は、前項の自動車以外の自動車に変更しようとする時は、あらかじめ
甲の承諾を得なければならない。

【第3条】契約期間

契約期間は、2017年10月15日から2018年10月14日迄の
1年間とする。但し、契約期間満了の際、甲乙間に異議のない時は、契約
を更新することができる。

本契約書は車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。

【第4条】保証金

- (1) 乙は、この契約書作成と同時に保証金として、金18,000円也を甲に預託し、甲は受領した。但し、この金員には、利息はつけない。
- (2) 甲は、乙が本契約を解除し、甲に対する一切の債務を精算した時は、甲は乙に全額を返還しなければならない。
- (3) 乙は、保証金返還債権を他に処分、あるいは、賃料その他乙の負担になる諸費用の債務と相殺することは出来ない。
- (4) 乙が第9条(1)の費用、その他乙の負担になる費用のある時は、甲は保証金より任意にこれを控除することが出来る。この場合、乙は直ちに保証金不足分を甲に差し入れなければならない。

【第5条】賃料

- (1) 賃料は月額金9,000円也と定め、乙は毎月末日迄にその翌月分を甲の指定する銀行まで振込するか又は指定する者に持参して支払うこと。銀行振込をする場合の振込手数料は乙の負担とする。
- (2) 前項の賃料が、将来土地に対する公租公課の増減、若しくは経済事情の変動に伴う土地価格の高低、又は近隣の土地(駐車場)の賃料に比較して不相当な額になった時は、甲又は、乙はそれぞれ相手方に当該賃料の改定を請求出来るものとする。
- (3) 新規契約の場合の賃料は、日割り計算とする。解約については月末解約とし、月の中途における解除の場合も、前納賃料は返却しない。
- (4) 賃料が1ヶ月延滞した時は、再契約とする。

【第6条】車庫証明

- (1) 車庫証明の申請は必ず甲の承諾を得るものとし、甲の承認する自動車保管場所使用承諾書を申請書類として使用する以外は無効とする。
- (2) 車庫証明発行の場合は、乙は手数料として金27,000円也を甲に支払うこととする。但し、証紙、及びステッカー代金は別途申し受けるものとする。
- (3) 本契約締結時より6ヶ月以内に車庫証明の請求が生じたとき、乙は甲に対し6ヶ月分の前払い賃料を支払うこと。尚、その期間内に解約の場合前払い賃料の返却はしない。

【第7条】解約

- (1) 甲又は、乙において契約期間満了前に解約しようとする時は、甲は2ヶ月前、乙は1カ月前にそれぞれ相手方に予告しなければならぬ。但し、乙は、当該予告に代えて予告月数分に相当する金額の賃料を、甲に支払うことにより即時解約することが出来る。

- (2) 乙は、本契約を解除し、甲より保証金の返還を受けた当日より駐車出来ないものとする。

- (3) 解約の際、乙は保証金と引き替えに契約書を返却すること。

【第8条】解除

乙が、本契約条項及び反社会的勢力排除条例に違反した時は、甲は何等の通知催告をすることなく、直ちに契約を解除し、駐車場の明け渡しを要求することが出来る。

【第9条】その他

- (1) 乙又は、乙の関係人(運転者その他使用人・同乗者等を含む)が故意又は過失により、駐車場の施設・備品・器具または、他の駐車中の自動車に損害を与えた時は、乙は、直ちに甲に報告し、発生せる損害額の全額を直ちに賠償しなければならない。
- (2) 乙は、賃借権を譲渡し又は、駐車場を転貸し若しくは他人に使用させてはならない。
- (3) 乙は、甲が駐車場内の保全・防犯・秩序維持その他、駐車場の適切な管理運営を確保する為に定めた規則を遵守するのは勿論のこと、甲が必要と認めた指示に従わなければならない。
- (4) 天災地変・人災類族その他の不可抗力により、又は、直接甲が当事者とならない事故により乙が被った損害(駐車自動車の盗難・損傷・火災等)については、甲は責任を負わない。
- (5) この契約に定めていない事項については、甲乙協議して決することとする。

本契約書は車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。

【第10条】代理権授与の明示

甲は本駐車場に関し、別に締結した「業務委託契約書」において次の各号に掲げる業務について、後書に記載の管理者に甲を代理とする権限を授与した。

- (1) 駐車場料金、並びに保証金その他一時金の徴収と保管、諸費用の支払い
- (2) 未収金の督促、その他の通知事項
- (3) 賃貸借契約の締結、更新、解約事項

【特約条項】

*本契約区画は2017年11月1日付にてNo. 2からNo. 5に区画変更するものとする。

2017年10月14日

【賃 貸 人】

(甲) 住 所： 生駒市小明町794番地

氏 名： 株式会社 ニシダチ

代表取締役 西 口 豊

【上記代理人兼管理者】

住 所： 生駒市谷田町876番地

氏 名： イコマ・ビルサービス株式会社

代表取締役 仲 埜 幸 治

TEL : (0743) 75-2885(代)

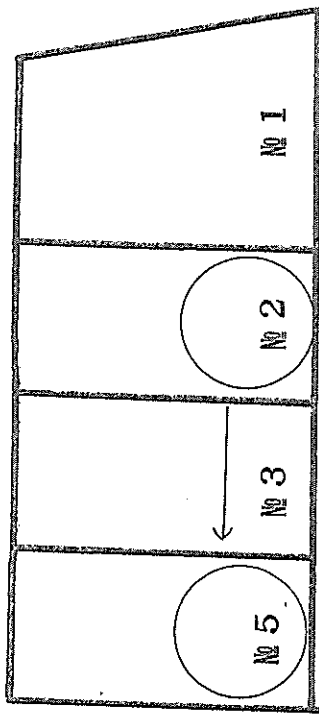
【賃 借 人】

(乙) 住 所：

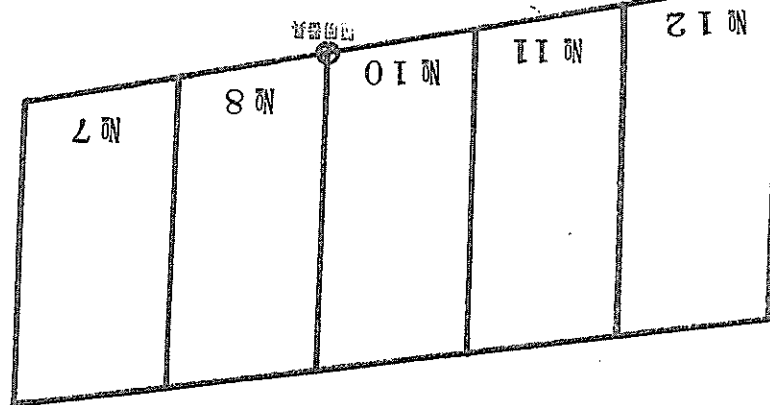
氏 名：

TEL：

佐藤 光紀



出入口



ニシダチ第1ターミナル

NO-6

ニシダチ第1モータープール No. 6

駐車場貸借契約書

【御振込先】

銀行名：南都銀行

口座番号：

口座名義：駐車場専用 イコマビルサービス株式会社
(チャウナジ ヨウゼヨウ イコマビルサービス㈱)

駐車場賃貸借契約書

株式会社 ニシグチ (以下甲という) と

佐藤 光紀 (以下乙という) との間に、下記駐車場施設
(以下駐車場という) の賃貸借に関し次の通り契約を締結し、甲、乙各自1通を
保有する。

【第1条】 保管場所

(1) 甲は、その所有に係る下記表示の土地を駐車場として乙に賃貸し、乙は
これを賃借する。

* 名 称：ニシグチ第1モータープール

* 所 在 地：生駒市小町5 4 6 番地 5

* 駐車場区画：第 6 号

(2) 甲は、前項の駐車場を必要に応じて他の場所 (区画) に変更することが
出来る。

【第2条】 登録車

(1) 乙は、前条の駐車場を乙の使用する下記自動車の駐車以外の目的に使用
してはならない。

* 車両番号： 無 指 定

* 車 名：

(2) 乙は、前項の自動車以外の自動車に変更しようとする時は、あらかじめ
甲の承諾を得なければならない。

【第3条】 契約期間

契約期間は、2017年11月 1日から2018年10月31日迄の
1年間とする。但し、契約期間満了の際、甲乙間に異議のない時は、契約
を更新することができる。

本契約書は車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。

【第4条】保証金

- (1) 乙は、この契約書作成と同時に保証金として、金18,000円也を甲に預託し、甲は受領した。但し、この金員には、利息はつけない。
- (2) 甲は、乙が本契約を解除し、甲に対す一切の債務を精算した時は、甲は乙に全額を返還しなければならぬ。
- (3) 乙は、保証金返還債権を他に処分、あるいは、賃料その他乙の負担になる諸費用の債務と相殺することは出来ない。
- (4) 乙が第9条(1)の費用、その他乙の負担になる費用のある時は、甲は保証金より任意にこれを控除することが出来る。この場合、乙は直ちに保証金不足分を甲に差し入れなければならない。

【第5条】賃料

- (1) 賃料は月額金9,000円也と定め、乙は毎月末日迄にその翌月分を甲の指定する銀行まで振込するか又は指定する者に持参して支払うこと。銀行振込をする場合の振込手数料は乙の負担とする。
- (2) 前項の賃料が、将来土地に対する公租公課の増減、若しくは経済事情の変動に伴う土地価格の高低、又は近隣の土地(駐車場)の賃料に比較して不相当な額になった時は、甲又は、乙はそれぞれ相手方に当該賃料の改定を請求出来るものとする。
- (3) 新規契約の場合の賃料は、日割り計算とする。解約については月末解約とし、月の中途における解除の場合も、前納賃料は返却しない。
- (4) 賃料が1ヶ月延滞した時は、再契約とする。

【第6条】車庫証明

- (1) 車庫証明の申請は必ず甲の承諾を得るものとし、甲の承認する自動車保管場所使用承諾書を申請書類として使用する以外は無効とする。
- (2) 車庫証明発行の場合は、乙は手数料として金27,000円也を甲に支払うこととする。但し、証紙、及びステッカー代金は別途申し受けるものとする。
- (3) 本契約締結時より6ヶ月以内に車庫証明の請求が生じたとき、乙は甲に対し6ヶ月分の前払い賃料を支払うこと。尚、その期間内に解約の場合前払い賃料の返却はしない。

【第7条】解約

- (1) 甲又は、乙において契約期間満了前に解約しようとする時は、甲は2ヶ月前、乙は1カ月前にそれぞれ相手方に予告しなければならぬ。但し、乙は、当該予告に代えて予告月数分に相当する金額の賃料を、甲に支払うことにより即時解約することが出来る。
- (2) 乙は、本契約を解除し、甲より保証金の返還を受けた日より駐車出来ないものとする。
- (3) 解約の際、乙は保証金と引き替えに契約書を返却すること。

【第8条】解除

乙が、本契約条項及び反社会的勢力排除条例に違反した時は、甲は何等の通知催告をすることなく、直ちに契約を解除し、駐車場の明け渡しを要求することが出来る。

【第9条】その他

- (1) 乙又は、乙の関係人(運転者その他使用人・同乗者等を含む)が故意又は過失により、駐車場の施設・備品・器具または、他の駐車中の自動車に損害を与えた時は、乙は、直ちに甲に報告し、発生せる損害額の全額を直ちに賠償しなければならない。
- (2) 乙は、賃借権を譲渡し又は、駐車場を転貸し若しくは他人に使用させてはならない。
- (3) 乙は、甲が駐車場内の保全・防犯・秩序維持その他、駐車場の適切な管理運営を確保する為に定めた規則を遵守するのは勿論のこと、甲が必要と認めてした指示に従わなければならない。
- (4) 天災地変・人災類焼その他の不可抗力により、又は、直接甲が当事者とならない事故により乙が被った損害(駐車自動車の盗難・損傷・火災等)については、甲は責任を負わない。
- (5) この契約に定めていない事項については、甲乙協議して決することとする。

本契約書は車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。

【第10条】代理権授与の明示

甲は本駐車場に関し、別に締結した「業務委託契約書」において次の各号に掲げる業務について、後書に記載の管理者に甲を代理とする権限を授与した。

- (1) 駐車場料金、並びに保証金その他一時金の徴収と保管、諸費用の支払い
- (2) 未収金の督促、その他の通知事項
- (3) 賃貸借契約の締結、更新、解約事項

2017 年 10 月 14 日

【賃 貸 人】

(甲) 住 所： 生駒市小町794番地

氏 名： 株式会社 ニシダ

代表取締役 西 口 豊

【上記代理人兼管理者】

住 所： 生駒市谷田町876番地

氏 名： イコマ・ビルサービス株式会社

代表取締役 仲 埜 幸 治

TEL : (0743) 75-2885 (代)

【賃 借 人】

(乙) 住 所：

氏 名：

TEL：

佐藤 光紀

本契約書は車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。

No 5	No 3	No 2	No 1
------	------	------	------

出入口

No 9

No 7	No 8	No 10	No 11	No 12
------	------	-------	-------	-------

照明器具

ニシダ 第1モータープール

[illegible]

覚 書

株式会社 ニ シ グ チ (以下甲という) と
佐 藤 光 紀 (以下乙という) とは、
末尾記載駐車場施設 (以下駐車場という) の賃貸借契約について、次の特約条項を追加するこ
とに合意したので本覚書を作成し、甲、乙各自 1 通を保有する。

記

【特約条項】

* 駐車区画は 2017 年 10 月 10 日付にて下記の通り変更するものとする。

【変更前区画】 No. 2
【変更後区画】 No. 10

2017 年 10 月 10 日

〈 甲 〉 住 所：生駒市小明町 794 番地
氏 名：株式会社 ニシグチ
代表取締役 西 口 豊

〈 上記代理人兼管理者 〉 住 所：生駒市谷田町 876
氏 名：イコマ・ビルサービス株式会社
代表取締役 仲 埜 幸 治

〈 乙 〉 住 所：[REDACTED]
氏 名：佐藤 光紀

【駐車場の表示】

所 在：生駒市小明町 546 番地 5
名 称：ニシグチ第 1 モータープール

以 上

(以下乙とい
次の通り契約を

賃貸し、乙はこ

更することが出

の目的に使用し

あらかじめ甲

13/日迄の1
21時時は、契約

せん。

駐車場賃借契約書

株式会社ニシグチ (以下甲という) 佐藤光紀 (以下乙という)
との間に下記駐車場施設 (以下駐車場という) の賃借に関し次の通り契約を締結し、甲、乙各自1通を保有する。

【第1条】 保管場所

- (1) 甲は、その所有に係る下記表示の土地を駐車場として乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。
- * 名称：ニシグチ第1モータープール
 - * 所在地：生駒市小町546番地の5
 - * 駐車場区画：第 2 号

- (2) 甲は、前項の駐車場を必要に応じて他の場所 (区画) に変更することが出来る。

【第2条】 登録車

- (1) 乙は、前条の駐車場を乙の使用する下記自動車の駐車以外の目的に使用してはならない。

* 車両番号：

* 車 名： 無指定

- (2) 乙は、前項の自動車を他の自動車に変更しようとする時は、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

【第3条】 契約期間

契約期間は、平成 27 年 2 月 / 日から平成 28 年 / 月 3 / 日迄の 1 年間とします。但し、契約期間満了の際、甲乙間に異議のない時は、契約を更新することが出来る。

本契約書は、車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。

【第4条】保証金

(1) 乙は、この契約書作成と同時に保証金として、金18,000円也(税抜き価格18,000円)を甲に預託し、甲は受領した。但し、この金員には、利息はつけない。

(2) 甲は、乙が本契約を解除し、甲に対す一切の債務を精算した時は、保証金の全額を甲は乙に返還しなければならない。

(3) 乙は、保証金返還債権を他に処分、あるいは、質料その他乙の負担になる諸費用の債務と相殺することは出来ない。

(4) 乙が第9条(1)の費用、その他乙の負担になる費用のある時は、甲は保証金より任意にこれを控除することが出来る。この場合、乙は直ちに保証金不足分を甲に差し入れなければならない。

【第5条】質料

(1) 質料は月額金9,000円也(税抜き価格9,000円)と定め、乙は毎月末日迄にその翌月分を甲の指定する銀行まで振込するか又は指定する者に持参して支払う。銀行振込する場合の振込手数料は乙の負担とする。

(2) 前項の質料が、将来土地に対する公租公課の増減、若しくは経済事情の変動に伴う土地価格の高低、又は近隣土地(駐車場)の質料に比較して不相当な額になった時は、甲又は、乙はそれぞれ相手方に当該質料の改定を請求出来るものとする。

(3) 月の中途における解約もしくは解除の場合は、前納質料は返却しない。新規契約の場合の質料は、日割り計算とする。

(4) 質料が1ヶ月延滞した時は、再契約とする。

【第6条】車庫証明

(1) 車庫証明の申請は必ず甲の承諾を得るものとし、甲の承認する自動車保管場所使用承諾書を申請書類として使用する以外は無効とする。

(2) 車庫証明発行の場合は、乙は手数料として金27,000円也(税抜き価格27,000円)を甲に支払うこととする。但し、証紙、及びステッカー一代金は別途申し受けるものとする。

(3) 本契約締結時より6ヶ月以内に車庫証明の請求が生じたとき、乙は甲に対し6ヶ月分の前払い質料を支払うこと。尚、その期間内に解約の場合前払い質料の返却はしない。

本契約書は、車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。

【第7条】解約

(1) 甲又は、乙において契約期間満了前に解約しようとする時は、甲は2ヶ月前、乙は1ヶ月前にそれぞれ相手方に予告しなければならない。但し、乙は、当該予告に代えて予告日数分に相当する金額の質料を、甲に支払うことにより即時解約することが出来る。

(2) 乙は、本契約を解除し、甲より保証金の返還を受けた当日より駐車出来ないものとする。

(3) 解約の際、乙は保証金と引き替えに契約書を返却すること。

【第8条】解除

乙がこの契約に基づき義務のいずれかに違反した時は、甲は何等の通知催告をすることなく、直ちに契約を解除し、駐車場の明け渡しを要求することが出来る。

【第9条】その他

(1) 乙又は、乙の関係人(運転者その他使用人・同乗者等を含む)が故意又は過失により、駐車場の施設・備品・器具または、他の駐車中の自動車に損害を与えた時は、乙は、直ちに甲に報告し、発生せる損害額の全額を直ちに賠償しなければならない。

(2) 乙は、賃借権を譲渡し又は、駐車場を転貸し若しくは他人に使用させてはならない。

(3) 乙は、甲が駐車場の保全・防犯・秩序維持その他、駐車場の適切な管理運営を確保する為に定めた規則を遵守するのは勿論のこと、甲が必要と認めてした指示に従わなければならない。

(4) 天災地変・人災類焼その他の不可抗力により、又は、直接甲が当事者とならない事故により乙が被った損害(駐車自動車の盗難・損傷・火災等)については、甲は責任を負わない。

(5) この契約に定めていない事項については、甲乙協議して決することとする。

本契約書は、車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。

【第10条】代理権授与の明示

甲は本駐車場に関し、別に締結した「業務委託契約書」において次の各号に掲げる業務について、後書に記載の管理者に甲を代理とする権限を授与した。

- (1) 駐車場料金、並びに保証金その他一時金の徴収と諸費用の支払い
- (2) 未収金の督促、その他の通知事項
- (3) 賃貸借契約の締結、更新、解約事項

【特約条項】

平成 年 月 日
27.1.29

賃 貸 人
(甲) 住 所：生駒市小町町794番地

氏 名：株式会社ニシグチ
代表取締役 西口 豊

上記代理人兼管理者
住 所：生駒市谷田町 876

氏 名：イコマ・ビルサービス株式会社
代表取締役 仲 埜 幸 治

TEL：(0743) 75-2885 (代)

賃 借 人
(乙) 住 所：

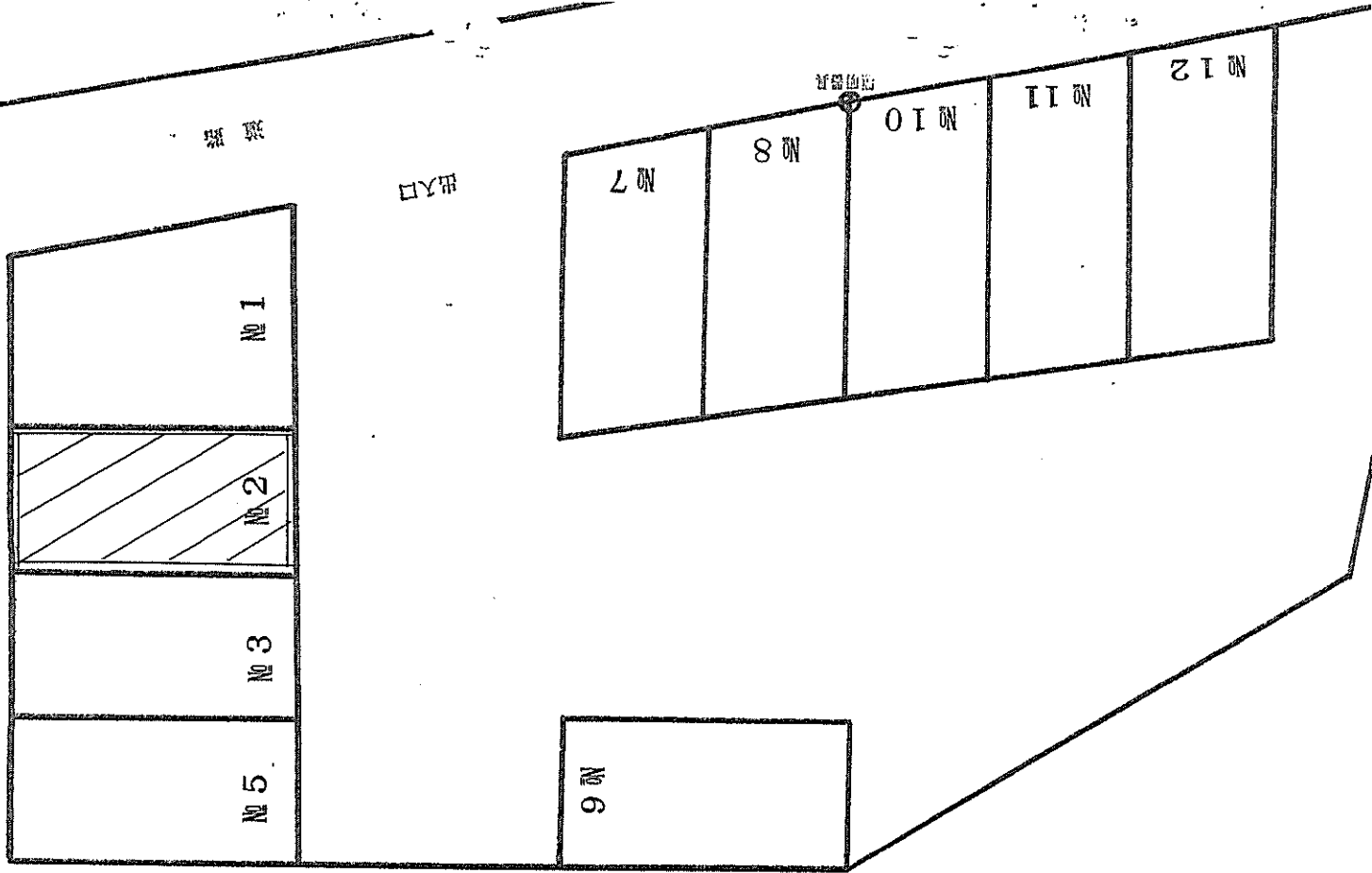
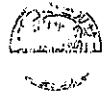
氏 名：

佐藤 光紀

TEL：
携 帯：

本契約書は、車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。

ニシグチ第1モータープール



No. 11

ニシグチ第1モーターブール No. 6 → No. 11.

駐車場賃貸借契約書

覚 書

株式会社 ニ シ グ チ (以下甲という) と
佐 藤 光 紀 (以下乙という) とは、
末尾記載駐車場施設 (以下駐車場という) の賃貸借契約について、次の特約条項を追加すること
に合意したので本覚書を作成し、甲、乙各自 1 通を保有する。

記

【特約条項】

* 駐車区画は 2017 年 10 月 10 日付にて下記の通り変更するものとする。

[変更前区画] No. 6
[変更後区画] No. 11

2017 年 10 月 10 日

(甲) 住 所 : 生駒市小明町 7 9 4 番地
氏 名 : 株式会社 ニシグチ
代表取締役 西 口 豊

〈上記代理人兼管理者〉住 所 : 生駒市谷田町 8 7 6
氏 名 : イコマ・ビルサービス株式会社
代表取締役 仲 埜 幸 治



(乙) 住 所 : [Redacted]
氏 名 : 佐藤 光紀 [Redacted]

【駐車場の表示】

所 在 : 生駒市小明町 5 4 6 番地 5
名 称 : ニシグチ第 1 モータープール

以 上

駐 車 場 賃 借 契 約 書

車場施設 (以
上 1 通を保有

賃貸し、乙は

することが

目的に使用

あらかじめ

2 日迄の
1 時は、契約

ません。

駐車場賃借契約書

株式会社 ニシグチ (以下甲という) と
佐藤 光紀 (以下乙という) との間、下記駐車場施設 (以下
駐車場という) の賃借に関し次の通り契約を締結し、甲、乙各自 1 通を保有
する。

【第 1 条】 保管場所

(1) 甲は、その所有に係る下記表示の土地を駐車場として乙に賃貸し、乙は
これを賃借する。

* 名 称: ニシグチ第 1 モータープール

* 所 在 地: 生駒市小町 5 4 6 番地 5

* 駐車場区画: 第 6 号

(2) 甲は、前項の駐車場を必要に応じて他の場所 (区画) に変更することが
出来る。

【第 2 条】 登録車

(1) 乙は、前条の駐車場を乙の使用する下記自動車の駐車以外の目的に使用
してはならない。

* 車両番号: 無指定

* 車 名: _____

(2) 乙は、前項の自動車以外の自動車に変更しようとする時は、あらかじめ
甲の承諾を得なければならない。

【第 3 条】 契約期間

契約期間は、2017 年 10 月 3 日から 2018 年 10 月 2 日迄の
1 年間とする。但し、契約期間満了の際、甲乙間に異議のない時は、契約
を更新することができる。

本契約書は車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。

【第4条】保証金

- (1) 乙は、この契約書作成と同時に保証金として、金18,000円也を甲に預託し、甲は受領した。但し、この金員には、利息はつけない。
- (2) 甲は、乙が本契約を解除し、甲に対する一切の債務を精算した時は、甲は乙に全額を返還しなければならぬ。
- (3) 乙は、保証金返還債権を他に処分、あるいは、賃料その他乙の負担になる諸費用の債務と相殺することは出来ない。
- (4) 乙が第9条(1)の費用、その他乙の負担になる費用のある時は、甲は保証金より任意にこれを控除することが出来る。この場合、乙は直ちに保証金不足分を甲に差し入れなければならぬ。

【第5条】賃料

- (1) 賃料は月額金9,000円也と定め、乙は毎月末日迄にその翌月分を甲の指定する銀行まで振込するか又は指定する者に持参して支払うこと。銀行振込をする場合は振込手数料は乙の負担とする。
- (2) 前項の賃料が、将来土地に対する公租公課の増減、若しくは経済事情の変動に伴う土地価格の高低、又は近隣の土地(駐車場)の賃料に比較して不相当な額になった時は、甲又は、乙はそれぞれ相手方に当該賃料の改定を請求出来るものとする。
- (3) 解約については月末解約とし、月の中途における解除の場合も、前納賃料は返却しない。新規契約の場合の賃料は、日割り計算とする。
- (4) 賃料が1ヶ月延滞した時は、再契約とする。

【第6条】車庫証明

- (1) 車庫証明の申請は必ず甲の承諾を得るものとし、甲の承認する自動車保管場所使用承諾書を申請書類として使用する以外は無効とする。
- (2) 車庫証明発行の場合は、乙は手数料として金27,000円也を甲に支払うこととする。但し、証紙、及びステッカー代金は別途申し受けるものとする。
- (3) 本契約締結時より6ヶ月以内に車庫証明の請求が生じたとき、乙は甲に対し6ヶ月分の前払い賃料を支払うこと。尚、その期間内に解約の場合前払い賃料の返却はしない。

【第7条】解約

- (1) 甲又は、乙において契約期間満了前に解約しようとする時は、甲は2ヶ月前、乙は1ヶ月前にそれぞれ相手方に予告しなければならぬ。但し、乙は、当該予告に代えて予告日数分に相当する金額の賃料を、甲に支払うことにより即時解約することが出来る。

- (2) 乙は、本契約を解除し、甲より保証金の返還を受けた当日より駐車出来ないものとする。

- (3) 解約の際、乙は保証金と引き替えに契約書を返却すること。

【第8条】解除

乙がこの契約に基づく義務のいずれかに違反した時は、甲は何等の通知催告をすることなく、直ちに契約を解除し、駐車場の明け渡しを要求することが出来る。

【第9条】その他

- (1) 乙又は、乙の関係人(運転者その他使用人・同乗者等を含む)が故意又は過失により、駐車場の施設・備品・器具または、他の駐車中の自動車に損害を与えた時は、乙は、直ちに甲に報告し、発生せる損害額の全額を直ちに賠償しなければならぬ。

- (2) 乙は、賃借権を譲渡し又は、駐車場を転貸し若しくは他人に使用させてはならない。

- (3) 乙は、甲が駐車場内の保安・防犯・秩序維持その他、駐車場の適切な管理運営を確保する為に定めた規則を遵守するのは勿論のこと、甲が必要と認めた指示に従わなければならない。

- (4) 天災地変・火災類焼その他の不可抗力により、又は、直接甲が当事者とならない事故により乙が被った損害(駐車自動車の盗難・損傷・火災等)については、甲は責任を負わない。

- (5) この契約に定めていない事項については、甲乙協議して決することとする。

本契約書は車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。

【第10条】代理権授与の明示

甲は本駐車場に関し、別に締結した「業務委託契約書」において次の各号に掲げる業務について、後書に記載の管理者に甲を代理とする権限を授与した。

- (1) 駐車場料金、並びに保証金その他一時金の徴収と保管、諸費用の支払い
- (2) 未収金の督促、その他の通知事項
- (3) 賃貸借契約の締結、更新、解約事項

平成 29 年 10 月 2 日

【賃 貸 人】

(甲) 住 所： 生駒市小町794番地

氏 名： 株式会社 ニシグチ

代表取締役 西 口 豊

【上記代理人兼管理者】

住 所： 生駒市谷田町876番地

氏 名： イコマ・ビルサービス株式会社

代表取締役 仲 基 幸 治

TEL： (0743) 75-2885 (代)

【賃 借 人】

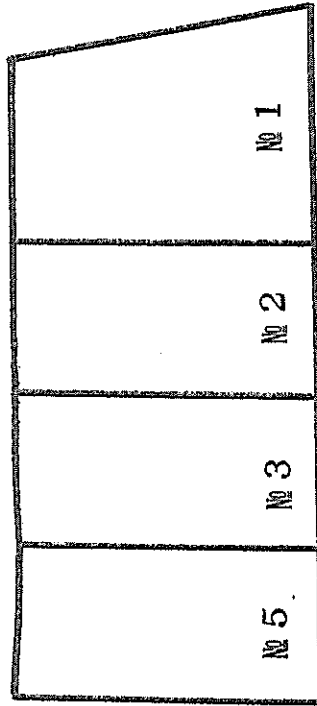
(乙) 住 所：

氏 名：

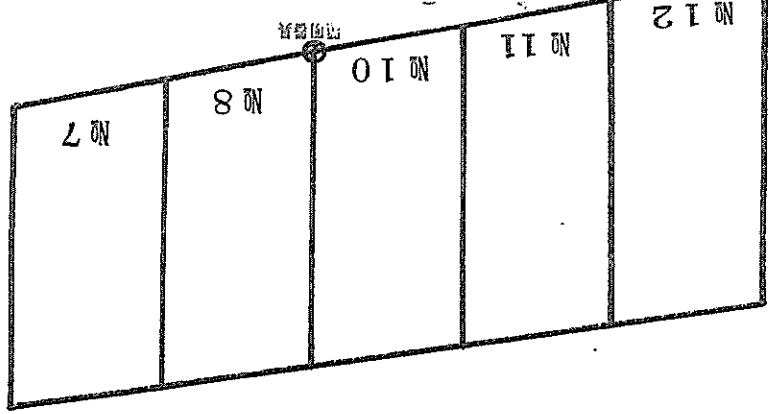
TEL：

佐藤 光紀

本契約書は車庫証明申請時の使用承諾証書としては使用できません。



出入口



照明器具

[illegible]

駐車場賃借契約書

株式会社ニシグチ (以下甲という) 佐藤 光紀 (以下乙という)
う)との間に下記駐車場施設(以下駐車場という)の賃借に関し次の通り契約を締結し、甲、乙各自1通を保有する。

【第1条】 保管場所

(1) 甲は、その所有に係る下記表示の土地を駐車場として乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

* 名称: ニシグチ第1モータープール
* 所在地: 生駒市小町5丁目4番地の5
* 駐車場区画: 第 12 号

(2) 甲は、前項の駐車場を必要に応じて他の場所(区画)に変更することが出来る。

【第2条】 登録車

(1) 乙は、前条の駐車場を乙の使用する下記自動車の駐車以外の目的に使用してはならない。

* 車両番号:
* 車 名: 無指定

(2) 乙は、前項の自動車を他の自動車に変更しようとする時は、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

【第3条】 契約期間

契約期間は、平成 27 年 1 月 26 日から平成 28 年 1 月 25 日迄の 1 年間とします。但し、契約期間満了の際、甲乙間に異議のない時は、契約を更新することが出来る。

本契約書は、車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。

【第4条】保証金

- (1) 乙は、この契約書作成と同時に保証金として、金18,000円也(税抜き価格18,000円)を甲に預託し、甲は受領した。但し、この金員には、利息はつけない。
- (2) 甲は、乙が本契約を解除し、甲に対する一切の債務を精算した時は、保証金の全額を甲は乙に返還しなければならない。
- (3) 乙は、保証金返還債権を他に処分、あるいは、質料その他乙の負担になる諸費用の債務と相殺することは出来ない。
- (4) 乙が第9条(1)の費用、その他乙の負担になる費用のある時は、甲は保証金より任意にこれを控除することが出来る。この場合、乙は直ちに保証金不足分を甲に差し入れなければならない。

【第5条】質料

- (1) 質料は月額金9,000円也(税抜き価格9,000円)と定め、乙は毎月末日迄にその翌月分を甲の指定する銀行まで振込するか又は指定する者に持参して支払う。銀行振込する場合の振込手数料は乙の負担とする。
- (2) 前項の質料が、将来土地に対する公租公課の増減、若しくは経済事情の変動に伴う土地価格の高低、又は近隣の土地(駐車場)の質料に比較して不相当な額になった時は、甲又は、乙はそれぞれ相手方に当該質料の改定を請求出来るものとする。
- (3) 月の中途における解約もしくは解除の場合は、前納質料は返却しない。新規契約の場合は質料は、日割り計算とする。
- (4) 質料が1ヶ月延滞した時は、再契約とする。

【第6条】車庫証明

- (1) 車庫証明の申請は必ず甲の承諾を得るものとし、甲の承認する自動車保管場所使用承諾書を申請書類として使用する以外は無効とする。
- (2) 車庫証明発行の場合は、乙は手数料として金27,000円也(税抜き価格27,000円)を甲に支払うこととする。但し、証紙、及びステッカー一代金は別途申し受けるものとする。
- (3) 本契約締結時より6ヶ月以内に車庫証明の請求が生じたとき、乙は甲に対し6ヶ月分の前払い質料を支払うこと。尚、その期間内に解約の場合前払い質料の返却はしない。

本契約書は、車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。

【第7条】解約

- (1) 甲又は、乙において契約期間満了前に解約しようとする時は、甲は2ヶ月前、乙は1ヶ月前にそれぞれ相手方に予告しなければならない。但し、乙は、当該予告に代えて予告日数分に相当する金額の質料を、甲に支払うことにより即時解約することが出来る。
- (2) 乙は、本契約を解除し、甲より保証金の返還を受けた当日より駐車出来ないものとする。
- (3) 解約の際、乙は保証金と引き替えに契約書を返却すること。

【第8条】解除

乙がこの契約に基づく義務のいずれかに違反した時は、甲は何等の通知催告をすることなく、直ちに契約を解除し、駐車場の明け渡しを要求することが出来る。

【第9条】その他

- (1) 乙又は、乙の関係人(運転者その他使用人・同乗者等を含む)が故意又は過失により、駐車場の施設・備品・器具または、他の駐車中の自動車に損害を与えた時は、乙は、直ちに甲に報告し、発生せる損害額の全額を直ちに賠償しなければならない。
- (2) 乙は、賃借権を譲渡し又は、駐車場を転貸し若しくは他人に使用させてはならない。
- (3) 乙は、甲が駐車場内の保安・防犯・秩序維持その他、駐車場の適切な管理運営を確保する為に定めた規則を遵守するのは勿論のこと、甲が必要と認めteした指示に従わなければならない。
- (4) 天災地変・人災類焼その他の不可抗力により、又は、直接甲が当事者とならない事故により乙が被った損害(駐車自動車の盗難・損傷・火災等)については、甲は責任を負わない。
- (5) この契約に定めていない事項については、甲乙協議して決することとする。

本契約書は、車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。

【第10条】代理権授与の明示

甲は本駐車場に関し、別に締結した「業務委託契約書」において次の各号に掲げる業務について、後書に記載の管理者に甲を代理とする権限を授与した。

- (1) 駐車場料金、並びに保証金その他一時金の徴収と諸費用の支払い
- (2) 未収金の督促、その他の通知事項
- (3) 賃貸借契約の締結、更新、解約事項

【特約条項】

27.1.26

平成 年 月 日

賃 貸 人 住 所：生駒市小町794番地
(甲)

氏 名：株式会社ニシグチ
代表取締役 西口 豊

上記代理人兼管理者

住 所：生駒市谷田町 876

氏 名：イコマ・ビルサービス株式会社
代表取締役 仲 埜 幸 治

TEL：(0743) 75-2885 (代)

賃 借 人 住 所：
(乙)

氏 名：

佐藤 光紀

TEL：
携 帯：

本契約書は、車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。

ニシグチ第1モータープール



No 5	No 3	No 2	No 1
------	------	------	------

出入口

No 9

No 7	No 8	No 10	No 11	No 12
------	------	-------	-------	-------

照明器具

道路

令和6年度雇用状況報告書

会派・議員名 佐藤光紀

①雇用者	氏名 住所 電話番号
②雇用形態	☒ 直接雇用 ☐ 派遣等
③雇用期間	令和6年 4月 1日～ 令和7年 3月 31日
④職務内容	政務活動関連スタッフ
⑤給料（賃金）	195,000 円 （ ☒ 月給 ☐ 日給 ☐ 時給）
⑥按分率の考え方	☐ 勤務実績時間による場合 政務活動時間（ 時間）／政務活動（ 時間）＋その他業務（ 時間） → 按分率 / ☐ 勤務実績日数による場合 政務活動日数（ 日）／政務活動（ 日）＋その他業務（ 日） → 按分率 / ☒ 職務内容による場合 政務活動＋後援会活動 → 按分率 1/2
⑦添付書類	☐ 無 ☒ 有 ☒ 雇用契約書 ☒ 賃金台帳 ☐ 租税関係書類 ☐ 社会保険関係書類
⑧生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 ☒ 同一生計者ではない。 ☒ 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。
⑨備考	

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

注 1 年度ごとに作成し、雇用状況報告書とともに議長へ提出することとする。

第11号様式の12（第5条関係）

令和6年度雇用状況報告書

会派・議員名 佐藤光紀

①雇用者	氏名 住所	[REDACTED]
②雇用形態	☒ 直接雇用 ☐ 派遣等	
③雇用期間	令和6年 4月 1日～ 令和6年 9月 30日	
④職務内容	政務活動関連事務処理補助等	
⑤給料（賃金）	1,000 円 （ ☐ 月給 ☐ 日給 ☒ 時給）	
⑥按分率の考え方	☐ 勤務実績時間による場合 政務活動時間（ 時間）／政務活動（ 時間）＋その他業務（ 時間） → 按分率 / ☐ 勤務実績日数による場合 政務活動日数（ 日）／政務活動（ 日）＋その他業務（ 日） → 按分率 / ☒ 職務内容による場合 政務活動＋後援会活動 → 按分率 1/2	
⑦添付書類	☐ 無 ☒ 有 ☒ 雇用契約書 ☒ 賃金台帳 ☐ 租税関係書類 ☐ 社会保険関係書類	
⑧生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 ☒ 同一生計者ではない。 ☒ 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。	
⑨備考		

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

雇用契約書

ふりがな			生年月日
氏名			
現住所			電話
下記の条件で契約します。			
雇用期間	令和6年 4月1日から 令和6年 9月30日まで		
雇用形態	正規職員 パートタイム 派遣職員 その他（ ）		
就業場所	生駒市小明町 556-3 佐藤事務所		
仕事内容	政務活動に係る補助及びその他の活動		
就業時間 （休憩時間）	10：00～16：00 休憩 1時間		
休日	水・土・日・祝日・年末及び年始 お盆・その他		
休暇	年次有給休暇 その他特別休暇（ ）		
賃金	基本賃金 月給 円 日給 円 時間給 1,000 円 諸手当 通勤手当 円 手当 円 手当 円 賃金締切日（毎月 20日） 賃金支払日（毎月 月末日） 賃金の支払方法（☐現金払い ☒振込） 賃金支払時の控除（☒所得税 ☐住民税 ☐健康保険 ☐介護保険 ☐厚生年金 ☐労災保険 ☒雇用保険） 昇給 ☐有 ☒無 賞与 ☐有 ☒無		
各種社会保険	☒ 労災保険 ☒ 雇用保険 ☐ 健康保険 ☐ 厚生年金保険 ☐ その他		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。			
令和6年 4月 1日			
雇用者		佐藤光紀	
被雇用者			

令和6年度雇用状況報告書

会派・議員名 佐藤光紀

①雇用者	氏名 XXXXXXXXXX 住所 XXXXXXXXXX 電話番号 XXXXXXXXXX
②雇用形態	☒ 直接雇用 ☐ 派遣等
③雇用期間	令和6年 10月 1日～ 令和7年 3月 31日
④職務内容	政務活動関連事務処理補助等
⑤給料（賃金）	1,050 円 （ ☐ 月給 ☐ 日給 ☒ 時給）
⑥按分率の考え方	☐ 勤務実績時間による場合 政務活動時間（ 時間）／政務活動（ 時間）＋その他業務（ 時間） → 按分率 / ☐ 勤務実績日数による場合 政務活動日数（ 日）／政務活動（ 日）＋その他業務（ 日） → 按分率 / ☒ 職務内容による場合 政務活動＋後援会活動 → 按分率 1/2
⑦添付書類	☐ 無 ☒ 有 ☒ 雇用契約書 ☒ 賃金台帳 ☐ 租税関係書類 ☐ 社会保険関係書類
⑧生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 ☒ 同一生計者ではない。 ☒ 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。
⑨備考	

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

雇用契約書

ふりがな			生年月日
氏名			
現住所			電話
下記の条件で契約します。			
雇用期間	令和 6 年 10 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日まで		
雇用形態	正規職員 パートタイム 派遣職員 その他（ ）		
就業場所	生駒市小明町 556-3 佐藤事務所		
仕事内容	政務活動に係る補助及びその他の活動		
就業時間 (休憩時間)	10：00～16：00 休憩 1 時間		
休日	(水・土・日・祝日・年末及び年始) お盆・その他		
休暇	年次有給休暇 その他特別休暇（ ）		
賃金	基本賃金 月給 円 日給 円 時間給 1,050 円 諸手当 通勤手当 円 手当 円 手当 円 賃金締切日（毎月 20 日） 賃金支払日（毎月 月末日） 賃金の支払方法（☐現金払い ☒振込） 賃金支払時の控除（☒所得税 ☐住民税 ☐健康保険 ☐介護保険 ☐厚生年金 ☐労災保険 ☒雇用保険） 昇給 ☐有 ☒無 賞与 ☐有 ☒無		
各種社会保険	☒ 労災保険 ☒ 雇用保険 ☐ 健康保険 ☐ 厚生年金保険 ☐ その他		
契約書は 2 通作成し、双方が各 1 通を保管する。			
令和 6 年 10 月 1 日			
雇用者		佐藤光紀	
被雇用者			

[illegible]

令和6年度雇用状況報告書

会派・議員名 佐藤光紀

①雇用者	氏名 住所	電話番号
②雇用形態	☒ 直接雇用 ☐ 派遣等	
③雇用期間	令和6年 4月 1日～ 令和6年 9月 30日	
④職務内容	政務活動関連事務処理補助等	
⑤給料(賃金)	936円 (☐ 月給 ☐ 日給 ☒ 時給)	
⑥按分率の考え方	☐ 勤務実績時間による場合 政務活動時間 (時間) / 政務活動 (時間) + その他業務 (時間) → 按分率 /	
	☐ 勤務実績日数による場合 政務活動日数 (日) / 政務活動 (日) + その他業務 (日) → 按分率 /	
	☒ 職務内容による場合 政務活動 + 後援会活動 → 按分率 1/2	
⑦添付書類	☐ 無 ☒ 有 ☒ 雇用契約書 ☒ 賃金台帳 ☐ 租税関係書類 ☐ 社会保険関係書類	
⑧生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 ☒ 同一生計者ではない。 ☒ 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。	
⑨備考		

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

雇用契約書

ふりがな			生年月日
氏名			
現住所			
下記の条件で契約します。			
雇用期間	令和6年 4月1日から 令和7年9月30日まで		
雇用形態	正規職員 パートタイム 派遣職員 その他（ ）		
就業場所	生駒市小明町 556-3 佐藤事務所		
仕事内容	政務活動に係る補助及びその他の活動		
就業時間 （休憩時間）	10：00～16：00（土曜日・その他不定期） 休憩 1時間		
休日	土・日・祝日・年末及び年始・お盆・その他（上記出勤日以外）		
休暇	年次有給休暇 その他特別休暇（ ）		
賃金	基本賃金 月給 円 日給 円 時間給 936 円 諸手当 通勤手当 円 手当 円 手当 円 賃金締切日（毎月 20日） 賃金支払日（毎月 月末日） 賃金の支払方法（☐現金払い ☒振込 ） 賃金支払時の控除（☐所得税 ☐住民税 ☐健康保険 ☐介護保険 ☐厚生年金 ☐労災保険 ☐雇用保険） 昇給 ☐有 ☒無 賞与 ☐有 ☒無		
各種社会保険	☒ 労災保険 ☐ 雇用保険 ☐ 健康保険 ☐ 厚生年金保険 ☐ その他		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。			
令和6年 4月 1日			
雇用者		佐藤光紀	
被雇用者			

令和6年度雇用状況報告書

会派・議員名 佐藤光紀

①雇用者	氏名 XXXXXXXXXX 住所 XXXXXXXXXX 電話番号 XXXXXXXXXX
②雇用形態	☒ 直接雇用 ☐ 派遣等
③雇用期間	令和6年 10月 1日～ 令和7年 3月 31日
④職務内容	政務活動関連事務処理補助等
⑤給料(賃金)	986円 (☐ 月給 ☐ 日給 ☒ 時給)
⑥按分率の考え方	☐ 勤務実績時間による場合 政務活動時間 (時間) / 政務活動 (時間) + その他業務 (時間) → 按分率 / ☐ 勤務実績日数による場合 政務活動日数 (日) / 政務活動 (日) + その他業務 (日) → 按分率 / ☒ 職務内容による場合 政務活動 + 後援会活動 → 按分率 1/2
⑦添付書類	☐ 無 ☒ 有 ☒ 雇用契約書 ☒ 賃金台帳 ☐ 租税関係書類 ☐ 社会保険関係書類
⑧生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 ☒ 同一生計者ではない。 ☒ 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。
⑨備考	

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

雇用契約書

ふりがな			生年月日
氏名			
現住所			
下記の条件で契約します。			
雇用期間	令和6年 10月1日から 令和7年3月31日まで		
雇用形態	正規職員 パートタイム 派遣職員 その他（ ）		
就業場所	生駒市小明町 556-3 佐藤事務所		
仕事内容	政務活動に係る補助及びその他の活動		
就業時間 (休憩時間)	10:00～16:00（土曜日・その他不定期） 休憩 1時間		
休日	土・日・祝日・年末及び年始・お盆・その他（上記出勤日以外）		
休暇	年次有給休暇 その他特別休暇（ ）		
賃金	基本賃金 月給 円 日給 円 時間給 986 円 諸手当 通勤手当 円 手当 円 手当 円 賃金締切日（毎月 20 日） 賃金支払日（毎月 月末日） 賃金の支払方法（☐現金払い ☒振込 ） 賃金支払時の控除（☐所得税 ☐住民税 ☐健康保険 ☐介護保険 ☐厚生年金 ☐労災保険 ☐雇用保険） 昇給 ☐有 ☒無 賞与 ☐有 ☒無		
各種社会保険	☒ 労災保険 ☐ 雇用保険 ☐ 健康保険 ☐ 厚生年金保険 ☐ その他		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。			
令和7年 10月 1日			
雇用者		佐藤光紀	
被雇用者			

政務活動補助業務賃金台帳(令和6年度)

【議員名 佐藤光紀】

雇用者氏名		住所	生年月日	性別		雇入年月日	2024.4.1								
1															
労働日数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	賞与1	賞与2	合計
労働時間数	25.0	10.0	20.0	39.0	10.0	25.0	25.0	24.0	15.0	15.0	20.0	20.0	4		49
時間外労働															248.0
休日労働															0
深夜労働															0
															0
基本給	23,400	9,360	18,720	36,504	9,360	23,400	24,150	23,664	14,790	14,790	19,720	19,720			237,578
															0
															0
															0
固定残業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
時間外手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
通勤手当(課税)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
通勤手当(非課税)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
課税合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
非課税合計	23,400	9,360	18,720	36,504	9,360	23,400	24,150	23,664	14,790	14,790	19,720	19,720			237,578
総支給額	23,400	9,360	18,720	36,504	9,360	23,400	24,150	23,664	14,790	14,790	19,720	19,720	0	0	237,578
健康保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
介護保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
厚生年金保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
雇用保険保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
社会保険料合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
課税対象額	23,400	9,360	18,720	36,504	9,360	23,400	24,150	23,664	14,790	14,790	19,720	19,720	0	0	237,578
所得税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
市県民税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
年末調整還付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
															0
控除額合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
差引支給額	23,400	9,360	18,720	36,504	9,360	23,400	24,150	23,664	14,790	14,790	19,720	19,720	0	0	237,578
領収印															

注 1 年度ごとに作成し、雇用状況報告書とともに議長へ提出することとする。

令和6年度雇用状況報告書

会派・議員名 佐藤光紀

①雇用者	氏名 住所 電話番号
②雇用形態	☒ 直接雇用 ☐ 派遣等
③雇用期間	令和6年 10月 1日～ 令和7年 3月 31日
④職務内容	政務活動関連事務処理補助等
⑤給料（賃金）	986 円（ ☐ 月給 ☐ 日給 ☒ 時給）
⑥按分率の考え方	☐ 勤務実績時間による場合 政務活動時間（ 時間）／政務活動（ 時間）＋その他業務（ 時間） → 按分率 / ☐ 勤務実績日数による場合 政務活動日数（ 日）／政務活動（ 日）＋その他業務（ 日） → 按分率 / ☒ 職務内容による場合 政務活動＋後援会活動 → 按分率 1/2
⑦添付書類	☐ 無 ☒ 有 ☒ 雇用契約書 ☒ 賃金台帳 ☐ 租税関係書類 ☐ 社会保険関係書類
⑧生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 ☒ 同一生計者ではない。 ☒ 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。
⑨備考	

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

雇用契約書

ふりがな			生年月日
氏名			
現住所			
下記の条件で契約します。			
雇用期間	令和6年 10月1日から 令和7年 3月31日まで		
雇用形態	正規職員 パートタイム 派遣職員 その他（ ）		
就業場所	生駒市小明町 556-3 佐藤事務所		
仕事内容	政務活動に係る補助及びその他の活動		
就業時間 （休憩時間）	10：00～16：00（不定期） 休憩 1 時間		
休日	土・日・祝日・年末及び年始・お盆・その他（上記出勤日以外）		
休暇	年次有給休暇 その他特別休暇（ ）		
賃金	基本賃金 月給 円 日給 円 時間給 986 円 諸手当 通勤手当 円 手当 円 手当 円 賃金締切日（毎月 20 日） 賃金支払日（毎月 月末日） 賃金の支払方法（☐現金払い ☒振込 ） 賃金支払時の控除（☐所得税 ☐住民税 ☐健康保険 ☐介護保険 ☐厚生年金 ☐労災保険 ☐雇用保険） 昇給 ☐有 ☒無 賞与 ☐有 ☒無		
各種社会保険	☒ 労災保険 ☐ 雇用保険 ☐ 健康保険 ☐ 厚生年金保険 ☐ その他		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。			
令6年 10月 1日			
雇用者		佐藤光紀	
被雇用者			

政務活動補助業務賃金台帳(令和6年度)

【議員名 佐藤光紀】

雇用者氏名		住所	生年月日	性別		雇入年月日	2024.10.1
4月5月6月7月8月9月10月11月12月1月2月3月賃与1賃与2合計							
労働日数							2
労働時間数							10.0
時間外労働							0
休日労働							0
深夜労働							0
							0
基本給							9,860
							0
							0
							0
							0
時間外手当							0
通勤手当(課税)							0
通勤手当(非課税)							0
課税合計							0
非課税合計							9,860
総支給額							9,860
健康保険料							0
介護保険料							0
厚生年金保険料							0
雇用保険保険料							0
社会保険料合計							0
課税対象額							9,860
所得税							0
市町村民税							0
							0
							0
控除額合計							0
差引支給額							9,860
領収印							

注 1 年度ごとに作成し、雇用状況報告書とともに議長へ提出することとする。